

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度           自 平成20年10月1日  
(第1期)           至 平成21年3月31日

株式会社 日本政策投資銀行

(E11701)

# 目次

頁

## 表紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1. 主要な経営指標等の推移 .....	1
2. 沿革 .....	6
3. 事業の内容 .....	8
4. 関係会社の状況 .....	10
5. 従業員の状況 .....	11
第2 事業の状況 .....	12
1. 業績等の概要 .....	12
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	31
3. 対処すべき課題 .....	31
4. 事業等のリスク .....	32
5. 経営上の重要な契約等 .....	37
6. 研究開発活動 .....	37
7. 財政状態及び経営成績の分析 .....	38
第3 設備の状況 .....	47
1. 設備投資等の概要 .....	47
2. 主要な設備の状況 .....	47
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	47
第4 提出会社の状況 .....	48
1. 株式等の状況 .....	48
(1) 株式の総数等 .....	48
(2) 新株予約権等の状況 .....	48
(3) ライツプランの内容 .....	48
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	48
(5) 所有者別状況 .....	49
(6) 大株主の状況 .....	49
(7) 議決権の状況 .....	49
(8) ストックオプション制度の内容 .....	49
2. 自己株式の取得等の状況 .....	50
3. 配当政策 .....	50
4. 株価の推移 .....	50
5. 役員の状況 .....	51
6. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	54
第5 経理の状況 .....	64
1. 連結財務諸表等 .....	65
(1) 連結財務諸表 .....	65
(2) その他 .....	100
2. 財務諸表等 .....	101
(1) 財務諸表 .....	101
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	122
(3) その他 .....	123
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	183
第7 提出会社の参考情報 .....	183
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	183
2. その他の参考情報 .....	183
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	184

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【事業年度】	第1期(自 平成20年10月1日至 平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社 日本政策投資銀行
【英訳名】	Development Bank of Japan Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 室伏 稔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 野上 義彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番1号
【電話番号】	03-3244-1900(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 課長 野上 義彦
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度
		(自 平成20年 10月 1日 至 平成21年 3月 31日)
連結経常収益	百万円	151, 206
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△121, 693
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	△128, 342
連結純資産額	百万円	2, 086, 456
連結総資産額	百万円	14, 028, 056
1株当たり純資産額	円	51, 921. 75
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△3, 208. 55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—
自己資本比率	%	14. 81
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	18. 87
連結自己資本利益率	%	△6. 06
連結株価収益率	倍	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	681, 938
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△664, 277
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	696
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	48, 763
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1, 096 [142]

(注) 1. 当行及び当行国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。1株当たり純資産額は、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
7. 当行は、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「新D B J法」という。)附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行(以下「旧D B J」という。)の財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧D B Jの一切の権利及び義務(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を承継して平成20年10月1日に設立しております。

参考として、旧D B Jの最近5連結会計年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日)	(自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)
連結経常収益	百万円	434,806	386,117	348,723	335,697	163,329
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	61,020	66,710	23,007	12,841	△31,312
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	112,639	92,231	75,260	52,608	△28,651
連結純資産額	百万円	1,875,419	2,010,339	1,985,663	2,076,121	2,032,938
連結総資産額	百万円	14,471,618	13,685,943	13,078,861	12,526,978	12,289,504
1株当たり純資産額	円	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	—	—	15.14	16.54	16.52
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.93	16.09	18.90	20.65	21.25
連結自己資本利益率	%	6.20	4.74	3.65	2.60	△1.40
連結株価収益率	倍	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	△32,804	18,012	28,877	20,536	7,421
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	18,307	△62,431	△19,317	△24,160	△15,358
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	13,375	53,858	△1,179	△1,320	△1,026
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	18,429	27,869	36,250	31,306	22,330

- (注) 1. 旧D B J及び旧D B J国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
  3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。旧DBJは、国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 上記の期間の連結財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、平成16年度及び平成17年度は中央青山監査法人（その後みすゞ監査法人に名称変更）の監査を、平成18年度はみすゞ監査法人の監査を、平成19年度以降は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。
6. 新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に当行が設立されましたことから、旧DBJの平成20年度につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヶ月間となっております。

(2) 当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第1期	
決算年月	平成21年3月	
経常収益	百万円	148,548
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△118,979
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	△129,227
資本金	百万円	1,000,000
発行済株式総数	千株	40,000
純資産額	百万円	2,075,849
総資産額	百万円	14,017,435
預金残高	百万円	—
貸出金残高	百万円	12,026,675
有価証券残高	百万円	1,226,683
1株当たり純資産額	円	51,896.23
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	△3,230.68
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—
自己資本比率	%	14.81
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	18.69
自己資本利益率	%	△5.99
株価収益率	倍	—
配当性向	%	—
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,064 [116]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。また、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- なお、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国際統一基準を採用しております。
7. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を〔 〕内に外書きで記載しております。
8. 当行は、新D B J法附則第9条の規定に基づき、旧D B Jの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、旧D B Jの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されております。

参考として、旧D B Jの最近5事業年度に係わる「主要な経営指標等の推移」を以下に記載します。

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成20年9月
経常収益	百万円	431,635	385,836	345,758	335,891	163,063
経常利益 (△は経常損失)	百万円	59,707	67,261	21,999	15,012	△29,462
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	112,550	92,679	75,166	53,921	△27,689
資本金	百万円	1,215,461	1,272,286	1,272,286	1,272,286	1,272,286
発行済株式総数	千株	—	—	—	—	—
純資産額	百万円	1,875,077	2,010,684	1,981,575	2,074,175	2,032,108
総資産額	百万円	14,465,803	13,682,117	13,073,980	12,524,880	12,288,508
預金残高	百万円	—	—	—	—	—
貸出金残高	百万円	13,860,747	12,873,226	12,146,462	11,512,906	11,294,661
有価証券残高	百万円	391,172	429,587	366,469	532,137	532,157
1株当たり純資産額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
自己資本比率	%	—	—	15.16	16.56	16.54
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	—	—	—	—	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.90	16.07	19.19	20.71	21.28
自己資本利益率	%	6.20	4.77	3.90	2.66	△1.35
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。旧DBJは、国際統一基準を採用しております。なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
5. 上記の期間の財務諸表は、証券取引法第193条の2及び金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。ただし、同法同条の規定に準じて、第6期及び第7期は中央青山監査法人（その後みすず監査法人に名称変更）の監査を、第8期はみすず監査法人の監査を、第9期以降は監査法人トーマツの監査をそれぞれ受けております。
6. 新DBJ法附則第9条の規定に基づき、旧DBJの財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧DBJの一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に当行が設立されましたことから、旧DBJの第10期につきましては、平成20年4月1日から同年9月30日までの6ヵ月間となっております。

## 2 【沿革】

### ○提出会社の沿革

当行は、新D B J 法附則第9条の規定に基づき、旧D B J の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧D B J の一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

参考として、旧D B J 及び当行の「沿革」を以下にあわせて記載します。

#### (1) 日本政策投資銀行

年月	事項
昭和26年4月	日本開発銀行設立
昭和31年6月	北海道開発公庫設立
昭和32年4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫に改組、札幌（現北海道）、仙台（現東北）の各支店を開設
昭和39年3月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（資本金規定の整備等）
昭和47年6月	日本開発銀行法を改正 1) 目的を「産業の開発及び経済社会の発展」に改正 2) 大規模工業基地建設事業への出資及び分譲施設融資機能を追加
昭和60年6月	日本開発銀行法を改正 1) 研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるものに対する出資機能を追加 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年9月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（無利子貸付規定の整備等）
平成3年4月	日本開発銀行法を改正 1) ヨーロッパ円債による資金調達手段の追加 2) NTT株売払収入を財源の一部とする低利貸付制度創設 等
平成3年4月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（社会資本整備促進低利融資規定の整備等）
平成4年12月	日本開発銀行法を改正（政府の追加出資についての規定の整備） (日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成10年12月	日本開発銀行法を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1) 設備の取得と関連のない長期運転資金を融資対象に追加 2) 社債償還資金を融資対象に追加 3) 公募債取得機能の追加 等
平成10年12月	北海道東北開発公庫法の一部を改正（金融環境対応融資関連、平成12年度末までの時限的措置） 1) 事業の実施に伴い必要な長期運転資金を融資対象に追加 2) 社債償還資金を融資対象に追加 等
平成11年6月	日本政策投資銀行法成立
平成11年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ
平成14年5月	日本政策投資銀行法を一部改正（金融庁による立入検査の導入を追加）
平成17年12月	「行政改革の重要方針」閣議決定（一体として民営化されることなどが決定される）
平成18年5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」成立
平成18年6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年6月	株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）成立

#### (2) 株式会社日本政策投資銀行

年月	事項
平成20年10月	株式会社日本政策投資銀行法により、株式会社日本政策投資銀行設立（資本金1兆円）
平成20年12月	シンガポール駐在員事務所を現地法人化（DBJ Singapore Limited 設立）

## ○当行の設立経緯について

当行の前身でありました旧D B Jは政策金融機関として経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的な発展のため、一般の金融機関が行う金融等を補完し又は奨励することを旨として長期資金の供給等を行ってまいりました。

こうした中、政策金融機関全体の今後の在り方について経済財政諮問会議等において議論されておりましたが、平成17年12月24日付閣議決定により旧D B Jについては「新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から一体として完全民営化」することとなりました。

かかる政策金融改革の議論の中、平成18年5月26日に成立いたしました「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（＝行政改革推進法）」により、旧D B Jの民営化の方向性が決定され、平成19年6月6日には、新D B J法が国会で可決・成立いたしました。

こうした経緯を踏まえ、当行は平成20年9月22日に創立総会及び設立時取締役会を開催し、新D B J法に基づく長期の事業資金に係る投融資業務等を行う株式会社として、同年10月1日に設立されました。

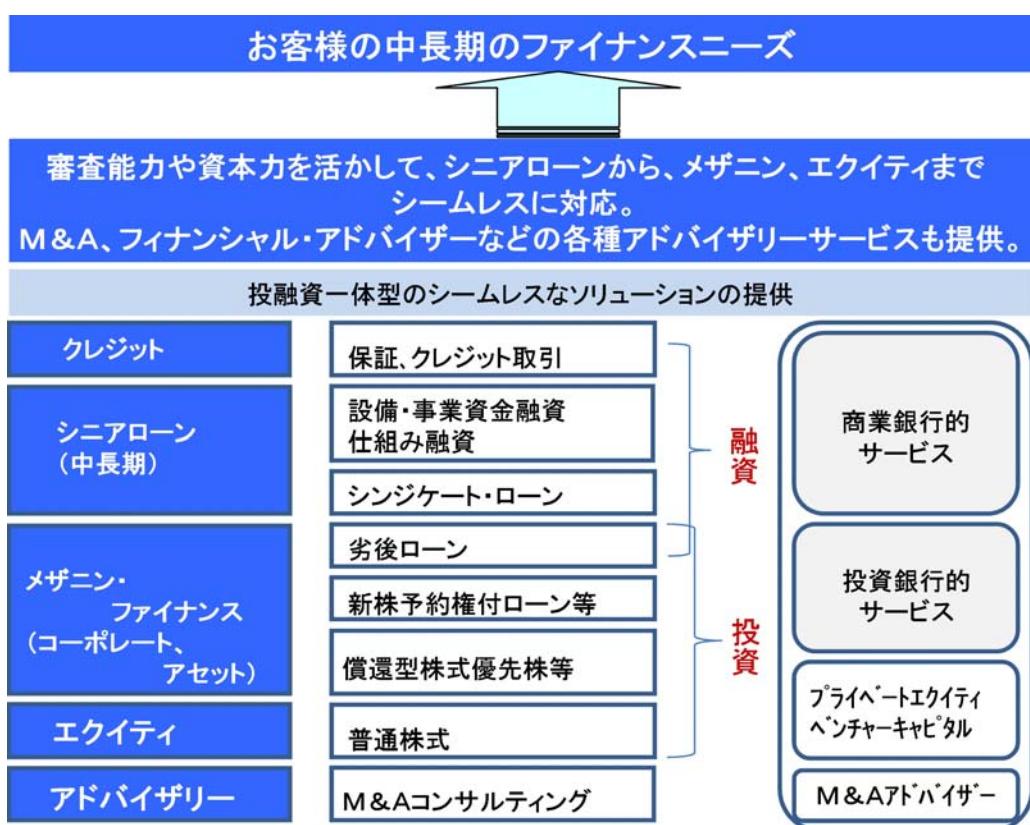
当行設立時の資本金は1兆円、発行済株式総数は4,000万株となっております。なお、新D B J法附則第9条の規定に基づき、旧D B Jは当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（4,000万株）を旧D B Jへの出資者である政府に無償譲渡しております。

### 3 【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、平成21年3月31日現在、当行、子会社27社（うち新規事業投資株式会社等の連結子会社9社、非連結子会社18社）及び関連会社13社（持分法適用の関連会社）で構成され、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠である新D B J法に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

- 目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
- 業務の範囲 旧D B Jの業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術の活用に必要な業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。
- 業務の内容 当行は、長期の資金供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。



#### ○政府との関係について

- (1) 政府関与の縮小と、自主的な経営への移行（新D B J法に設ける主な規定）
  - ・予算統制の廃止
  - 旧D B Jは政府関係機関予算（国会議決）の対象でしたが、当行については対象となっておりません。
- ・社債や借入金
- 通常、特殊会社においては、社債や借入金は個別認可制ですが、当行においては業務の特性に照らし包括認可制となっております。

・投資目的の子会社保有

投資目的の子会社の保有についての規制はありません。ただし、銀行、金融商品取引業者、貸金業者等の子会社の保有については認可制（銀行法上も金融関連の子会社保有は認可制）となっております。

・その他

当行の事業計画、定款変更及び代表取締役等の選解任の決議等については認可制となっております。

(2) 預金受入れ等に伴う金融監督上の関与

・新D B J 法に基づき、当行の主務大臣は財務大臣及び国土交通大臣（承継資産の一部の管理に限る。）となつておりますが、預金受入れ又は金融債発行の開始には主務大臣である財務大臣の承認と内閣総理大臣（金融庁）の同意が必要となっております。

・預金受入れ又は金融債発行を開始した場合には、銀行法の規制（預金者への情報提供、大口信用規制、アームズレングスルール等）を準用するとともに、財務・業務について内閣総理大臣（金融庁）が共管の主務大臣となります。

・デリバティブ取引等の金融商品取引業の一部を営むため登録金融機関として登録を行っております。

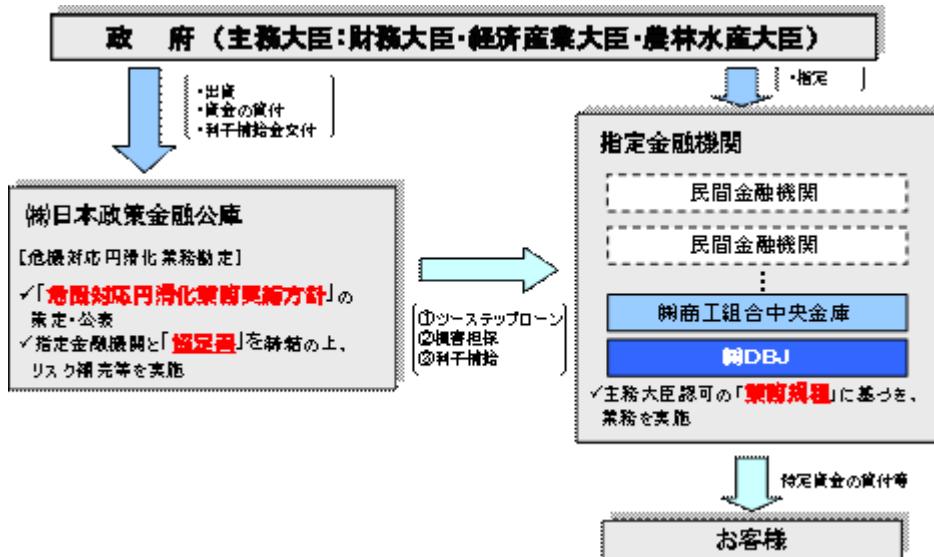
(3) 資金調達上の措置

資金調達残高の大半を政府信用調達に依存している現状から、自力での安定した資金調達体制への円滑な移行を図るため、移行期間（当行設立から完全民営化までの間）内に限り政府保証債の発行や財政融資資金借入を措置されております。

(4) 危機対応業務

内外金融秩序の混乱、大規模な災害、テロリズム、感染症等の危機による被害に対処するために必要な資金（特定資金）を、政府の指定を受けた金融機関（指定金融機関）が、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与（①ツーステップローン、②損害担保、③利子補給）を受け、迅速かつ円滑に供給するものです。

当行は設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けております。



#### 4 【関係会社の状況】

平成21年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%) (注) 1	当行との関係内容				
					役員の兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) D B J 事業投資株式会社	東京都千代田区	40	投資事業組合の管理等、投資コンサルティング業務	100.0%	5	—	業務委託関係	—	—
新規事業投資株式会社	東京都千代田区	6,000	新規事業を行う者に対する出資等	63.8%	3	—	業務委託関係	—	—
新規事業投資1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区	3,200	投資事業組合の管理等	100.0% (10.0%)	—	—	—	—	—
D B J クレジット・ライン株式会社	東京都千代田区	50	信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等	100.0%	1	—	—	—	—
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	479	コンサルティング、アドバイザリー事業	100.0%	1	—	業務委託関係	—	—
DBJ Singapore Limited	シンガポール共和国	1百万シンガポールドル	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等	100.0%	2	—	業務委託関係	—	—
有限会社D B J コーポレート・メザニン・パートナーズ(注) 2	東京都千代田区	3	投資事業組合の管理等	50.0% (50.0%)	1	—	金銭貸借関係 保証取引関係	—	—
UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合(注) 2	東京都千代田区	23,453	投資事業組合の管理等	50.0% (0.0%)	—	—	—	—	—
あすかD B J 投資事業有限責任組合(注) 2	東京都港区	5,130	投資事業組合の管理等	49.4%	—	—	金銭貸借関係	—	—
(持分法適用関連会社) 13社(注) 3	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

2. 有限会社D B J コーポレート・メザニン・パートナーズ、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合、あすかD B J 投資事業有限責任組合の持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
3. 重要性の乏しい関係会社については、その社数のみを記載しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

	当行業務	その他業務	合計
従業員数（人）	1,064 [116]	32 [26]	1,096 [142]

(注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成21年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,064 [116]	38.4	14.8	10,892

(注) 1. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含んでおります。

また海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2. 従業員数は、執行役員14人（うち、取締役兼務の執行役員は7名）を含んでおりません。

3. 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

4. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、海外の現地採用者、他社から当行への出向者を含んでおりません。

5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

6. 当行の従業員組合は、株式会社日本政策投資銀行職員組合と称し、組合員数（出向者を含む。）は911人であります。労使間においては、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (金融経済環境)

当連結会計年度の日本経済は、平成20年9月中旬の米投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけとした金融危機が世界的に広まり、実体経済にも急速に波及、戦後で最も厳しい景気後退の様相を呈しました。近年の成長を牽引した輸出が過去にみられないほど急速に縮小、鉱工業生産が3割以上の大幅減産となつたほか、企業収益、所得・雇用等へ急速に影響が波及し、設備投資は減少基調を強め、消費も弱含みで推移しました。

企業部門は、生産の大幅かつ急速な減少を受けて収益が大きく悪化、設備過剰感が高まる中で設備投資も大幅に減少しました。所得面では、一人当たり賃金は所定外賃金を中心に減少基調に転じ、労働面では有効求人倍率が一段と低下する中、完全失業率は4%台半ばまで悪化しました。こうした中、個人消費は、自動車等耐久財を中心に徐々に弱まり、住宅投資は貸家・分譲を中心に一段と弱含みました。公共投資は、政府の数次にわたる経済対策等を受け、長らく続いた減少基調が弱まり、概ね横ばいの動きとなりました。輸出は、早くから減少した米国向けのほか、過半を占めるアジア等新興国・資源国向けを含め、全方面向けで大幅な減少に転じました。

金融面では、欧米を中心に信用取引が急速に縮小する中、各国中央銀行は流動性の供給などを通じて金融機能の維持に努めました。金融危機の影響から日本でも資本市場での起債環境が急速に悪化、銀行借入へのシフトから民間銀行貸出残高は、大・中堅企業向けを中心に大きく増加しました。米国で金融機関を中心に株価が急速に下落したことを受け、日経平均株価は平成20年9月の12千円台から平成21年3月中旬には一時7千円近くまで下落しました。長期金利は、政策金利引き下げもあり平成20年10月の1.5%台から同年12月には一時1.2%を割り込んで低下しましたが、内外での大規模な経済対策による景気底入れ期待や、これに伴う国債需給懸念が浮上する中、平成21年3月には1.4%台へ再び上昇しました。為替レートは、金融危機とともに一時1米ドル=90円を割り込む円高となったものの、日本の景気悪化に伴い1米ドル=100円前後に戻しました。

物価は、原油価格が世界的な景気後退を受け、平成20年7月をピークに急速な低下に転じ、消費者物価の前年比は2%前後から前年並まで鈍化しました。

#### (企業集団の事業の経過及び成果)

当行は平成20年10月1日に設立されて以降、「投融資一体型の金融サービス」を提供する専門性の高い金融機関として、投資・融資を両輪とした幅広いサービスをご提供しております。

これまでの政策金融機関としての経験を活用し、長期的かつ中立的な視点で、お客様が描く未来像を形にするお手伝いをしていきたいと考えております。

#### <第1次中期経営計画の策定について>

##### ○第1次中期経営計画の位置づけと考え方

当行は、投融資一体型の金融サービスを提供するオンリーワンの金融機関として、お客様の信頼に応えることを目指しております。

その実施プロセスとして、平成20年度～平成22年度を対象期間とした「第1次中期経営計画「CHALLENGE 2010」～投融資一体型金融サービスの確立に向けて～」（以下「第1次中計」という。）を当行設立時に策定いたしました。

具体的には、計画最終年度（平成22年度）の財務目標を定め、これを実現するための成長戦略として、投融資一体型金融サービスの取り組み方針、取り組み内容、海外業務への本格的な取り組み、資金調達多様化等を定めました。

##### ○成長戦略

主な成長戦略として、以下の5つを挙げております。

(1)各業界、各地域にわたる、お客様への投融資一体型金融サービスの拡充による成長

- ・お客様のニーズに対応したサービス内容の一層の拡充を図ります。
  - ・投融資一体型金融サービスの特長を活かして他の金融機関とも広く連携します。
- (2)「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮する金融サービスの高度化
- ・幅広いお取引先基盤、産業情報の蓄積を活かし、「環境・技術」「社会インフラ」に強みを発揮できる、高度な金融サービスを目指します。

(3) 海外業務への本格的な取り組み

- ・信頼できるパートナー及び内外の金融機関とのネットワークを前提に、海外業務への本格的な取り組みを開始します。
- ・平成22年度のエクスポートナーの目途を定め、基盤整備を進めます。

(4) 知的資産の一層の強化

- ・産業調査力・審査力・金融技術力・R & D力・ネットワーク力を強化し、お客様の価値向上に寄与します。
- ・成長戦略を支える人材の確保・育成を図ります。

(5) 資金調達の多様化

- ・健全な財務基盤の維持に努めるとともに、資金調達手段の多様化を図ります。

<平成20年度の概況について>

当行は、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、平成20年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング／アドバイザリー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度（6ヶ月間）における融資額は1兆6,703億円（金融危機対応業務による融資額を含む。）となりました。

なお、金融危機対応業務による融資額につきましては、以下の<金融危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供して参りました。当事業年度（6ヶ月間）における投資額は631億円となりました。

コンサルティング／アドバイザリー業務におきましては、旧DBJより培ってまいりましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度（6ヶ月間）における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザリーフィーは計38億円となりました。

また当行子会社に関しましては、平成20年12月に当行シンガポール駐在員事務所を現地法人化し、当行100%子会社DBJ Singapore Limitedとして開業いたしました。

成長著しい東南アジアの中心に位置し、金融センターとしてもその影響力を増すシンガポールに営業拠点を設けることにより、当行グループとして、融資、投資、M&Aアドバイザリーなどお客様の広汎なニーズにお応えしていきたいと考えております。

<金融危機対応業務について>

平成20年10月30日に策定された「生活対策」（新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を受け、主に社債市場の機能低下に伴う企業の資金繰りの悪化等に迅速に対応する観点から、同年12月11日に「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」が危機認定された後、指定金融機関として直ちに金融危機対応融資業務を実施しております。

さらに、同年12月19日に策定された「生活防衛のための緊急対策」（経済対策閣僚会議決定）では、CP（コマーシャルペーパー）市場の機能低下に対する手当に万全を期すため、危機対応業務の発動・拡充が示されました。これを受け、当行は、まずは通常の業務の範囲内でCPの購入を行ってまいりましたが、平成21年1月30日にCP購入が金融危機対応業務に追加されたことを受け、金融危機対応業務としてのCP購入を開始しております。

これらの取り組みを通じた、平成21年3月31日現在の危機対応業務の実績は以下の通りとなっております。

①融資額：1兆681億円（305件）

うち損害担保契約が付されているもの：5億円（2件）

（注）1. 通常業務における融資も合わせると、平成20年12月以降の累計融資額は1兆4,629億円となっております。

2. 平成21年3月31日までに日本公庫からの信用供与（借入等）を受けた金額実績は1兆603億円（301件）となっております。

なお、当事業年度（6ヵ月間）における融資実行額全体に占める危機対応融資額の比率は約64%となっております。

②C P 購入額：2,150億円（36件）

（注）これまでに通常業務として購入した分も合わせると、累計購入額は5,270億円となっております。

（当連結会計年度業績の概要）

当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

なお、当連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6ヵ月間となっております。また当行は、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度の比較情報はございません。

資産の部につきましては、14兆280億円となりました。このうち貸出金は12兆88億円となりました。また有価証券は1兆2,465億円となりました。これらには金融危機対応融資業務への取り組みによる新規融資及びC P 購入業務開始に伴う短期社債が含まれております。

またコールローン及び買入手形は1,450億円、買現先勘定は3,759億円となりました。これらは余裕資金を運用したことによるものとなっております。

負債の部につきましては、11兆9,416億円となりました。このうち、債券及び社債は3兆5,130億円、借用金は8兆678億円となりました。なお当行は、民営化（株式会社化）後、初めてとなる社債発行（570億円。有価証券届出書方式）を平成20年12月に行っております。

また支払承諾につきましては、1,572億円となりました。

純資産の部につきましては2兆864億円となりました。当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しておりますが、株式市場の低迷により当該評価差額金は△16億円となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は1,512億円となりました。その内訳は、資金運用収益が1,357億円、役務取引等収益が46億円、その他業務収益が7億円及びその他経常収益が100億円となりました。

また経常費用は2,729億円となりました。その内訳は、資金調達費用が841億円、役務取引等費用が1億円、その他業務費用が110億円、営業経費が178億円及びその他経常費用が1,597億円となりました。この結果、経常損失は1,216億円となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については516億円、役務取引等収支については45億円と利益を計上了ものの、クレジット取引市場の混乱の煽りを受けた影響により、C D S（クレジット・デフォルト・スワップ）評価損失等の金融派生商品費用を主因とするその他業務収支の損失計上（△103億円）に加え、急速な景気悪化を要因とする貸倒引当金積み増し等不良債権処理損失及び株式関係損益の損失計上によるその他経常収支の損失計上（△1,496億円）がありました。これらから営業経費を控除した経常損益は1,216億円の損失計上となりました。

これに特別損益35億円の計上により、税金等調整前当期純損失は1,181億円となりました。

また当行は民営化（株式会社化）されたことにより一般の株式会社同様、法人税等の納税義務が生じることにより、当連結会計年度から法人税、住民税及び事業税200億円、法人税等調整額64億円（益）を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整後の当期純損失1,283億円となりました。

なお、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は1,926億円となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は1.60%となっております。

また、当行及び当行連結子会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。また、全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは借用金の増加等により6,819億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の取得による支出の増加等により6,642億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主からの払込等により、6億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、当期首に比べて186億円増加し、487億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は516億円、役務取引等収支は45億円、その他業務収支は△103億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	51,675	△0	－	51,675
うち資金運用収益	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	135,793	－	－	135,793
うち資金調達費用	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	84,118	0	－	84,118
役務取引等収支	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	4,497	5	－	4,503
うち役務取引等収益	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	4,640	5	－	4,646
うち役務取引等費用	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	142	－	－	142
その他業務収支	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	△10,371	－	－	△10,371
うちその他業務収益	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	719	－	－	719
うちその他業務費用	前連結会計年度	――	――	――	――
	当連結会計年度	11,090	－	－	11,090

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。  
 2. 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。なお、当行には、海外店はありません。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定は、12兆6,246億円、利回りが2.15%となりました。一方、資金調達勘定は、10兆3,251億円、利回りが1.63%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	12,624,621	135,793	2.15
うち貸出金	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	11,408,731	130,490	2.29
うち有価証券	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	848,959	4,771	1.12
うちコールローン	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	20,296	14	0.15
うち買現先勘定	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	286,726	387	0.27
うち預け金	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	59,907	129	0.43
資金調達勘定	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	10,325,116	84,118	1.63
うち債券	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	3,424,051	25,991	1.52
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	609	0	0.19
うち借用金	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	6,864,100	56,029	1.63
うち社債	前連結会計年度	――	――	――
	当連結会計年度	36,074	216	1.20

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。  
 2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 3. 当連結会計年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	1	0	1.01
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借用金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	12,624,621	135,793	2.15
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	11,408,731	130,490	2.29
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	848,959	4,771	1.12
うちコールローン	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	20,296	14	0.15
うち買現先勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	286,726	387	0.27
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	59,907	129	0.43
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	10,325,117	84,118	1.63
うち債券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	3,424,051	25,991	1.52
うちコールマネー及び 売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	609	0	0.19
うち借用金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	6,864,100	56,029	1.63
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	36,074	216	1.20

(3) 国内・海外別役務取引の状況

種類	期別	国内	海外	相殺消去(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4,640	5	—	4,646
うち貸出業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	3,341	—	—	3,341
うち保証業務	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	603	—	—	603
役務取引等費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	142	—	—	142

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

(4) 国内・海外別預金残高の状況

該当ありません。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成21年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	12,008,856	100.00
製造業	2,603,261	21.68
農業	117	0.00
林業	932	0.01
漁業	—	—
鉱業	26,897	0.22
建設業	18,924	0.16
電気・ガス・熱供給・水道業	2,025,058	16.86
情報通信業	747,876	6.23
運輸業	3,451,422	28.74
卸売・小売業	650,460	5.42
金融・保険業	296,581	2.47
不動産業	1,468,006	12.22
各種サービス業	717,641	5.98
地方公共団体	1,493	0.01
その他	182	0.00
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	—	—
合計	12,008,856	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当ありません。

## (6) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去（△）	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	251,413	—	—	251,413
地方債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
短期社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	461,514	—	—	461,514
社債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	114,431	—	—	114,431
株式	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	166,537	—	—	166,537
その他の証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	252,691	—	—	252,691
合計	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	1,246,587	—	—	1,246,587

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. 「その他の証券」には、投資事業有限責任組合又はそれに類する組合への出資で金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものを含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

### 1. 損益状況（単体）

#### (1) 損益の概要

	当事業年度 (百万円)
業務粗利益	46,126
経費（除く臨時処理分）	△15,225
人件費	△9,398
物件費	△5,021
税金	△805
業務純益（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	30,901
のれん償却額	—
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）	30,901
一般貸倒引当金繰入額	△103,875
業務純益	△72,974
うち債券関係損益	△147
臨時損益	△46,005
株式関係損益	△12,000
不良債権処理損失	△21,674
貸出金償却	△2,583
個別貸倒引当金純繰入額	△18,728
その他の債権売却損等	△361
その他臨時損益	△12,330
経常利益（△は経常損失）	△118,979
特別損益	3,277
うち償却債権取立益	3,316
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）	△115,701
法人税、住民税及び事業税	20,016
法人税等調整額	△6,490
法人税等合計	13,525
当期純利益（△は当期純損失）	△129,227

- (注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役務取引等収支+その他業務収支  
2. 業務純益=業務粗利益-経費（除く臨時処理分）-一般貸倒引当金繰入額  
3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益（+国債等債券償還益）－国債等債券売却損（－国債等債券償還損）－国債等債券償却  
 5. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

(2) 営業経費の内訳

	当事業年度 (百万円)
給与・手当	7,602
退職給付費用	1,114
福利厚生費	1,040
減価償却費	596
土地建物機械賃借料	765
営繕費	739
消耗品費	193
給水光熱費	164
旅費	314
通信費	212
広告宣伝費	40
租税公課	805
その他	1,634
合計	15,225

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘（単体）

	当事業年度 (%)
(1) 資金運用利回 ①	2.16
(イ) 貸出金利回	2.30
(ロ) 有価証券利回	1.00
(2) 資金調達原価 ②	1.94
(イ) 預金等利回	—
(ロ) 外部負債利回	1.65
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.22

(注) 1. 「外部負債」＝債券＋コールマネー＋借用金＋社債。

2. 当事業年度は、平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であるため、利回りについては年換算のうえ、数値を記載しております。

3. ROE (単体)

	当事業年度 (%)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前）	1.43
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	1.43
業務純益ベース	△3.38
当期純利益ベース	△5.99

(注) 当事業年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヵ月間であります。当期純利益を用いて、年換算をせずに算出しております。

4. 預金・債券・借用金・社債・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・債券・借用金・社債・貸出金の残高

	当事業年度 (百万円)
預金（末残）	—
預金（平残）	—
債券（末残）	3,431,597
債券（平残）	3,424,051
借用金（末残）	8,064,872
借用金（平残）	6,827,880
社債（末残）	81,423
社債（平残）	36,074
貸出金（末残）	12,026,675
貸出金（平残）	11,426,261

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

該当ありません。

(3) 消費者ローン残高

該当ありません。

(4) 中小企業等貸出金

		当事業年度
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	2,526,874
総貸出金残高 ②	百万円	12,026,675
中小企業等貸出金比率 ①／② %	%	21.01
中小企業等貸出先件数 ③	件	1,614
総貸出先件数 ④	件	3,546
中小企業等貸出先件数比率 ③／④ %	%	45.52

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○支払承諾の残高内訳

種類	当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）
保証	57	160,276

6. 内国為替の状況（単体）

該当ありません。

7. 外国為替の状況（単体）

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルII／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーションナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目	平成21年3月31日	
	金額（百万円）	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	1,157,715
	利益剰余金	△96,363
	自己株式（△）	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額（△）	—
	その他有価証券の評価差損（△）	△1,772
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子会社等の少数株主持分	9,690
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額（△）	—
	のれん相当額（△）	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—
	繰延税金資産の控除金額（△）	—
計(A)		2,069,269
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		—

項目		平成21年3月31日
		金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	215,245
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務（注2）	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—
	計	215,245
	うち自己資本への算入額 (B)	111,943
控除項目	控除項目（注4） (C)	490,533
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	1,690,679
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	8,267,755
	オフ・バランス取引等項目	509,819
	信用リスク・アセットの額 (E)	8,777,574
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	177,936
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	14,234
	計 ((E) + (F)) (H)	8,955,510
連結自己資本比率（国際統一基準）=D/H×100 (%)		18.87
(参考) Tier 1 比率=A/H×100 (%)		23.10

- (注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目	平成21年3月31日	
	金額（百万円）	
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,000,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本準備金	1,157,715
	その他資本剩余金	—
	利益準備金	—
	その他利益剩余金	△97,248
	その他	—
	自己株式(△)	—
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額(△)	—
	その他有価証券の評価差損(△)	△2,425
	新株予約権	—
	営業権相当額(△)	—
	のれん相当額(△)	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—
補完的項目 (Tier 2)	繰延税金資産の控除金額(△)	—
	計(A)	2,058,040
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—
	一般貸倒引当金	215,438
	負債性資本調達手段等	—
	うち永久劣後債務(注2)	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—
計(B)		215,438
うち自己資本への算入額		111,858

項目		平成21年3月31日
		金額（百万円）
控除項目	控除項目（注4）	(C) 496,832
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D) 1,673,066
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	8,261,475
	オフ・バランス取引等項目	509,419
	信用リスク・アセットの額	(E) 8,770,895
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%)	(F) 177,776
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G) 14,222
	計 ((E)+(F))	(H) 8,948,672
単体自己資本比率（国際統一基準）=D/H×100 (%)		18.69
(参考) Tier 1 比率=A/H×100 (%)		22.99

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

#### (資産の査定)

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM・リスク管理委員会に報告しております。

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

##### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

##### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権をいう。

##### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

##### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1. から3. までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	平成21年3月31日
	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	211
危険債権	1,154
要管理債権	568
正常債権	120,903

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## 3 【対処すべき課題】

当行は、今後とも金融危機対応業務の的確な遂行とともに、政府保有株式の売却に向けた民営化の着実な進展により、課題解決型金融機関として成長していきたいと考えております。

具体的な対処すべき課題といたしましては、以下のとおりであります。

### <第1次中計の達成>

当行設立時に策定いたしました第1次中計の対象期間は平成20年度～平成22年度であります。

当計画で定めました最終年度（平成22年度）の財務目標を実現すべく、当連結会計年度以降も引き続き、投融資一体型金融サービスへの取り組み、海外業務への本格的な取り組み、資金調達多様化等を進めてまいります。

### <金融危機対応業務への取り組み>

現在、当行は指定金融機関として金融危機対応融資業務を行っております。危機認定時点での当該業務実施期間は平成22年3月末日までとなっております。

当該業務は、当行が企業理念として掲げるパブリックマインド等に合致しており、経済金融危機への対応に万全を期すとの観点から、当行は今後とも積極的に取り組むものと考えております。

#### 4 【事業等のリスク】

以下において、当行及び当行グループ（当行並びにその連結子会社）の事業その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において当行及び当行グループが判断したものであります。

##### (1) 日本政府の政策及び政策金融機関等の再編に関するリスクについて

当行は、平成18年5月に国会において承認された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）（以下「行政改革推進法」という。）、及び政策金融の抜本的な改革の一環として、平成19年6月6日に国会において成立した「新D B J法」に基づき、旧D B Jの財産の全部（新D B J法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧D B Jの一切の権利及び義務（新D B J法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して平成20年10月1日に設立されました。

なお、現在、当行株式の100%を政府が保有しているため、当行の業務及び財政状態は日本政府の政策の影響を受ける可能性があります。

また、行政改革推進法は、政策金融機関が再編されることにより既発行債券の保有者が不当に侵害されないようにする旨を規定しております。当該再編に含まれる事項及び具体的な実施方法により、当行業務は影響を受ける可能性があります。

当行は、平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機に伴う危機対応業務（詳細につきましては「(18) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について」をご参考ください。）を実施しております。さらに、平成21年4月に公表された「経済危機対策」への取り組みに対応すべく、当行の財務基盤強化（出資可能期間は平成24年3月末まで）を可能とした「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（以下「新D B J法改正法」という。）が平成21年6月26日、国会において可決成立しました。

新D B J法においては、当行設立後おおむね5～7年後を目途として完全民営化されることとなっていましたが、新D B J法改正法においては、上記出資可能期間終了よりおおむね5～7年後を目途として完全民営化するものとされました。但し、政府は平成23年度末を目途として政府による株式の保有を含めた当行の組織の在り方等を見直すこととされており、それまでの間においては保有する当行の株式を処分しないものとされております。これらにより、当行業務及び組織は影響を受ける可能性があります。

##### (参考1) 新D B J法（新D B J法改正法による改正後）

###### (政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。）について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

###### (政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

###### (国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

#### 附則

##### (検討等)

第二条 政府は、平成二十三年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情

勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

#### (参考2) 行政改革推進法（新D B J 法改正法による改正後）

##### （商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方）

第六条 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行は、完全民営化するものとし、平成二十年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。

2 商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十四年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

3 政府は、第一項の完全民営化に当たっては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の円滑な運営に必要な財政基盤を確保するための措置を講ずるとともに、商工組合中央金庫の有する中小企業等協同組合その他の中小企業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融機能並びに日本政策投資銀行の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されることとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 金利の変動によるリスクについて

当行は、その収益の大半を貸出金、有価証券及びその他の利子所得を生む資産等に係る受取利息・配当金と債券、借入金及びその他の有利子負債に係る支払利息との差額から得ております。当行の貸出資産等と有利子負債の満期及び価格決定方法は異なるため、金利の変動により貸出資産等からの受取利息及び有利子負債からの支払利息に生じる変動は同等とはなりません。よって当行が金利の変動に迅速に対応できない場合は、その収益性に悪影響を及ぼす可能性があります。当行が実施している金利リスクに関するヘッジは、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。

また、金利の上昇により、変動金利借入をしている借入先の一部は、増加した利息支払に応じることができない可能性があり、当行において貸出需要の減少又は不良債権の増加を招く可能性があります。かかる事態の進展は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 外国為替相場の変動によるリスクについて

旧D B J が発行した債券の大半は円建てではありますが、一部の債券は外貨建てとなっております。よって旧D B J が発行した債券に基づく債務の全部を承継した当行は、その外貨建ての資金調達及び投融資から生ずる為替リスクも負っています。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。

当行は、外国為替レートの変動による影響を抑えるために、為替スワップ取引の実施により為替ヘッジ活動を行っておりますが、かかる方法が有効であるという保証はなく、より長期的な為替レートの変動は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国為替決済に関するタイムラグが存在する場合には、決済リスクも負っています。外国為替決済リスクについては、当行が一般的に許容される程度以上の決済リスクを負わないよう十分留意して取引を執行し、又は契約等を締結することをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

#### (4) 流動性リスクについて

流動性リスクは、資金流動性リスクと市場流動性リスクに大別されます。

当行は、資金の回収と当行の返済債務との間の回収・返済ギャップが過大となり資金調達に困難が生じたり、又は資金繰りの中で突発的な事象が発生する可能性若しくは緊急時に十分な資金を調達できず資金繰りが破綻する可能性がある資金流動性リスクを負っています。

旧D B J は、政府系金融機関として国の財政投融资計画に基づく安定的な資金調達基盤を有しておりました。また当行は、今後も完全民営化までの移行期間中については、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措

置がなされております。

当行は、これまで綿密な資金収支予定管理、手元流動性の確保、多数の市中金融機関との間で設定した当座貸越枠設定等の対応を行っておりますが、不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

一方、市場商品又は将来市場において売却等を想定する商品については、市場流動性リスクを負っています。これらの取り扱いについて、当行はそのリスクについて十分な認識の上、投融資の取り組みを行い、また取得した商品の管理を行うことをリスク管理方針に定めておりますが、かかるリスクの一部のみをカバーするだけに留まる可能性があります。そのため当該リスクにより、当行の業績及び財政状態は影響を受ける可能性があります。

#### (5) 景気変動によるリスクについて

株安・円高を含む世界の経済状況、地政学的リスク及び日本国内の景気動向や不動産価格の変動等に影響を与えるその他の要因により景気が悪化した場合、当行業務の特性並びに貸出金及び証券ポートフォリオの信用力の悪化により、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 信用リスクについて

当行は、景気の動向や不動産価格の変動等を背景に、投融資先の経営状況が悪化して資産の価値が減少ないし消滅する可能性がある信用リスクを負っています。これまで貸倒引当金の適正な計上、不良債権のオーバーランス化をはじめ、不良債権への対応を着実に進めてきましたが、以下のような場合又は想定外の事由が発生した場合は、より資産価値が劣化する可能性があります。

- ・国内外の景気の悪化
- ・不動産価格又は株価の下落
- ・企業の倒産又は自己破産の増加
- ・当行からの借入人が破産した場合又は経済的な困難に直面した場合に、その債務に関して債務免除又はその他の救済措置が必要となった場合
- ・ローン・ポートフォリオの内容が予想以上に悪影響を受けた場合
- ・大口融資先の信用力に関する問題が表面化した場合

なお、平成21年3月31日時点における連結ベースでのリスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は1.60%となっております。

#### (7) 貸倒引当金が将来の損失を十分に補えない可能性について

当行の貸倒引当金は、過去の貸倒れの経験並びにそのローン・ポートフォリオの特徴、内容及び実績、担保、保証、並びにその他の適切な指標に基づいて設定しております。しかしながら実際の貸倒れが現時点の予想を上回った場合、現時点の貸倒引当金は不十分となる可能性があります。

国内、国外を問わず景気が悪化した場合、さらには当行が保有する担保の価値が下落した場合、法令、監査基準若しくはその他の変更に伴い、当行が貸倒引当金を設定する基準を改訂した場合、又はその他の要因により予想以上に悪影響を受けた場合、当行は追加の貸倒引当金を必要とする可能性があり、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 投資が期待する利益を生まない可能性について

当行は、隨時、自ら直接的に又はシンジケート若しくはコンソーシアムの構成員として間接的に株式投資及び融資を含む様々な形態の投資を行っております。当行は、利益を得ることができると思われる場合に投資を行っておりますが、実際の結果は当行の期待よりも著しく低い可能性があり、投資の元本を失う可能性があります。

#### (9) 第三セクターの業績悪化による影響の可能性について

当行の貸出金及び投資ポートフォリオには、公共のプロジェクト及び「第三セクター」と呼ばれる地方公共団体等の出資を受けている先が貸出及び投資対象として含まれております。

第三セクターの事業は、高い公共性を有し、回収に長期間が必要であるため、当該セクターのリスク管理債権比率は他の貸出先よりも高いものとなっております。

第三セクターの業績に著しい悪化があった場合又は担保の価値が減少した場合、当行のクレジットコストは増加する可能性があります。当該コストの増加は、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) リスク管理方針及び手続が特定されていないリスク又は予期されていないリスクに十分に対応できない可能性について

当行は、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含むあらゆるリスクに対応するためのリスク管理方針及び手続を策定し、実施しております。それにもかかわらずリスクを特定、監視及び管理するための方針・手続は、十分に効果的ではない可能性があります。

これらのリスクを管理する際、適切に記録し、膨大な数の取引及び事象を検証する必要がありますが、かかる方針及び手続は一定の状況下では十分に有効ではない可能性があり、全ての予期されないリスクを管理するには十分に効果的ではない可能性があります。当行のリスク管理システムが不適切又は不十分である場合、当行は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク及びその他のリスクの影響を受ける可能性があります。

(11) 金融機関に適用される法令を含むあらゆる法令の規制を受ける可能性について

当行は、銀行法に基づく金融機関ではありません。しかしながら、現状において金融機関として、多くの規則に服し、また規制監督を受けております。当行は、有効な規制及び関連する規制リスク（法律、規制、政策、会計基準及び自主的行動規範の変更による影響を含む。）並びにその解釈及びその施行の影響を受け、業務を行っております。

法律、規制、政策、会計基準、自主的行動規範又は財務上若しくはその他の方針の将来における進展又は変更及びそれらの影響は、完全には予測不可能であり、当行により制御しきれるものではなく、それらの影響を排除することはできないものであります。上記のいずれの変更も、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 格付低下及び市場関係者の当行に対する認識の変化に伴うリスクについて

格付けの低下や否定的な報道等により市場関係者の当行に対する認識が悪化した場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、既存取引の解約等を通じて、当行の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。なお、格付けの水準は、当行から格付機関に提供する情報の他、格付機関が独自に収集した情報に基づいており、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

(13) システムリスクについて

当行の情報システムの容量及び信頼性は日々の事業において必要不可欠なものとなっております。これらのシステム並びに当行のハードウェア及びソフトウェアは、人為的ミス、事故、停電、妨害行為、ハッキング、コンピューター・ウィルス及び類似の事象によるシステムダウン又は誤作動等に加え、通信事業者及びインターネット・プロバイダー等の第三者からの支援サービス喪失の影響を受ける可能性があります。不測の事態等においては、それに応じた損失が発生する可能性があります。

さらに、他の企業と同様、当行の本支店、事務所及びその他の設備は、地震及びその他の自然災害のリスクも負っています。当行の非常時における対策はその事業の重大な途絶を防ぐために十分ではない可能性があり、非常事態計画は重大な途絶が発生した場合に全ての不測の事態に対応できない可能性があります。これらのシステムの障害及び途絶は、予期せぬ損失を生み、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 事務リスクについて

当行は、役職員が正確な事務を怠るか、又は事故・不正等が発生することにより損失を被る事務リスクを負っております。これまででも事務手続における相互チェックの徹底、教育・研修の実施をはじめ、事務リスクの軽減・防止に努めてきましたが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(15) 業務範囲の拡大に伴うリスクについて

当行は、旧D B Jの財産の全部（新D B J法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資により引き継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧D B Jの一切の権利及び義務（新D B J法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継しているため、当行の業務範囲は基本的に旧D B Jのそれを引き継いでおります。

一方で当行は、新D B J法第3条に定める範囲内において、旧D B Jではこれまで担ってこなかった業務を新たに手がけることが可能であります。しかしながら、新たに拡大した業務で発生するリスクについては、当行は限定された知識・経験しか有しておらず、予期せぬリスクが生じた場合には十分な対応策を講じることができない可能性があります。その結果、当行が当該業務範囲において事前に予想していた成果を達成できず、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

例えば、当行では第1次中計において、海外業務への本格的な取り組みを今後の成長戦略の1つとして位置付けており、平成20年12月にはアジア向け投融資業務等を行うシンガポール現地法人のDBJ Singapore Limitedを設立しております。今後本格的にこれらの海外業務を拡大した場合には、外貨建資産・負債に係る金利及び為替リスク、現地の税制・規制の変更リスク、社会・政治・経済情勢が変化するリスク、海外業務に精通した職員の確保・育成に伴う時間的な制約のリスク等に直面する可能性があります。

その結果、事前に想定していた成果を達成することができない可能性があります。

#### (16) 金融市場における競合・競争について

当行は、これまでの「一般金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励すること」というD B Jの目的とは異なり、「出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること」という目的を掲げております。

現在、一般金融機関は、シニアローン等を中心に提供する商業銀行と、メザン・エクイティを提供するプライベート・エクイティ・ファンドや一部投資銀行などに二分化されております。

当行は、両者の提供するサービスを一体的かつ相応の規模をもって提供できることが差別化要因であり、またシニアローンを中心とした銀行とは適切なリスクシェアを行うことができるモデルであることから、メガバンク等との競争に巻き込まれにくくビジネスモデルを標榜しております。

しかしながら、国内、国外を問わず金融サービス市場は極めて競争の激しいものとなっており、資産、お取引先数、支店数、及び従業員数という面では、当行より比較優位に立つ金融機関もあります。

そのため、これまでの一般金融機関の補完という役割ではなく、一般金融機関との競合・競争の関係も生じる可能性も出てきております。

今後、当行業務にかかる競合・競争は大きくなっていくことが見込まれ、当行が現在及び将来の競合・競争先と差別化要因をもって競合・競争できない可能性があります。

#### (17) 証券化関連商品等における投資関連損失のリスクについて

当行は、金融・資本市場活性化等の旧D B Jにおける政策目的実現のため、資金供給業務の一環として当行本体、子会社又はファンド等を通じて証券化関連商品、普通株式等の有価証券を保有し、また、クレジット・デリバティブを用いた債務保証業務を行っております。

金融市场及び資本市場の混乱及び投融資先の業績悪化、カウンターパーティリスクの顕在化等に伴い、上記投資又は業務に関連した損失が当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成21年3月31日時点における単体・連結子会社合計の証券化関連商品の残高（スワップは想定元本を合算。評価差額金反映後。）は3,468億円となっております。

#### (18) 危機対応業務の遂行に伴う当行業績への影響について

危機対応業務は内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、日本政府が指定する金融機関（指定金融機関）が株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、日本公庫からのリスク補完等を受け、危機に対処するために必要な資金を供給する業務として、平成20年10月1日より開始されているものです。

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、日本政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行っています。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・C P（コマーシャルペーパー）購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充された他、同年1月30日にはC P購入業務の追加等を含む政省令の改正が行われています。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円

という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。これを受け、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年6月26日に国会において可決成立しました新D B J法改正法においては当行の財務基盤強化が講じられ、危機対応業務を円滑に実施できるよう対策が講じられています。

当該業務として実施した中堅・大企業向け融資及びC P購入に関して生じる恐れのある損失の一部については、日本公庫との損害担保取引により補填される枠組みも措置されておりますので、当行としては、この損害担保取引の枠組みを適切に活用していく所存です。しかしながら、当該損害担保取引は損失の全額を補填するものではないこと等から、投融资先の予期せぬ業績の悪化及び倒産等、想定外の事由が発生した場合には、当行の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該業務の遂行による与信残高の増加、それに伴う総資産の増加及び新D B J法改正法に基づく当行の財務基盤強化等により、当行の自己資本比率をはじめとする各経営指標にも影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

## 6 【研究開発活動】

該当ありません。

## 7 【財政状態及び経営成績の分析】

当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度は平成20年10月1日から平成21年3月31日の6ヵ月間となっております。また当行は、平成20年10月1日に設立されたため、前連結会計年度の比較情報はございません。

### 1 平成20年度（平成21年3月期）の経営成績の分析

#### (1) 損益の状況

当連結会計年度は、資金利益516億円、役務取引等利益45億円をそれぞれ計上いたしました。一方で、金融市場混乱によるCDS評価損失等の金融派生商品費用を主因と評価損失の計上等により、その他業務利益について103億円の損失計上となり、その結果、連結業務粗利益は458億円となりました。これに営業経費178億円を控除した結果、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は280億円となりました。

しかし、景気悪化の影響により一般貸倒引当金繰入額が膨らんだため、連結業務純益（一般貸倒引当金繰入後）は756億円の損失計上となりました。加えて個別貸倒引当金繰入や減損処理実施等により、その他臨時損失が460億円となった結果、連結経常損失は1,216億円の損失計上となりました。

また、当行が民営化（株式会社化）されたことで当連結会計年度より納税義務が課されるようになり、法人税等が135億円生じました。以上の結果、税金等調整後の連結当期純損失は1,283億円となりました。

なお、当連結会計年度における連単差異につきましては僅少となっており、当期純損失ベースでの差は8億円となっております。

<連結><単体>

	当連結会計年度 (6ヵ月間)	当事業年度(単体) (6ヵ月間)	連単差異
業務粗利益（億円）	458	461	△3
資金利益（億円）	516	517	△0
役務取引等利益（億円）	45	44	0
その他業務利益（億円）	△103	△100	△2
営業経費（億円）	△178	△152	△25
業務純益（一般貸倒引当金繰入前）（億円）	280	309	△28
一般貸倒引当金繰入額（△は繰入）（億円）	△1,036	△1,038	2
業務純益（一般貸倒引当金繰入後）（億円）	△756	△729	△26
その他臨時損益（△は費用）（億円）	△460	△460	△0
不良債権関連処理損失（億円）	△247	△216	△30
株式関係損益（億円）	△113	△120	6
持分法による投資損益（億円）	9	—	9
その他（億円）	△109	△123	13
経常利益（△は経常損失）（億円）	△1,216	△1,189	△27
特別損益（億円）	35	32	2
償却債権取立益（億円）	33	33	—
税引前当期純利益（△は税引前当期純損失）（億円）	△1,181	△1,157	△24
法人税等合計（億円）	△135	△135	△0
少数株主利益（△は少数株主損失）（億円）	△33	—	△33
当期純利益（△は当期純損失）（億円）	△1,283	△1,292	8

(2) R O A、R O E

<連結>

	当連結会計年度 (6ヶ月間)
R O A (当期純利益ベース) (%)	△0.92
R O E (当期純利益ベース) (%)	△6.06

(注) 当連結会計年度は平成20年10月1日から同21年3月31日までの6ヶ月間ですが、当期純利益を用いて、年換算をせずに算出しております。

(3) 与信関係費用

当連結会計年度は、国内外の急激な景気悪化、金融市場の混乱を受けた信用悪化案件が相次いだことにより個別貸倒引当金繰入額は217億円の繰入となりました。また与信先の業況悪化等の影響もより、一般貸倒引当金繰入額についても1,036億円の繰入となりました。この結果、不良債権処理額と一般貸倒引当金繰入額を合計した与信関係費用総額は1,250億円の費用計上となりました。

<連結>

	当連結会計年度 (6ヶ月間)
個別貸倒引当金繰入額 (億円)	217
貸出金償却 (億円)	25
その他 (億円)	△29
小計 (億円)	214
一般貸倒引当金繰入額 (億円)	1,036
与信関係費用総額 (億円)	1,250

(4) 株式等関係損益

株式等関係損益は、株式等償却が145億円であったこともあり、合計110億円の損失となりました。

<連結>

	当連結会計年度 (6ヶ月間)
株式等関係損 (△) 益 (億円)	△110
株式等売却益 (億円)	35
株式等売却損 (億円)	3
株式等償却 (億円)	145
投資損失引当金繰入額 (億円)	△3

(注) 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却-投資損失引当金繰入額

## 2 平成20年度の財政状態の分析

### (1) 貸借対照表<連結><単体>

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)	当事業年度末(単体) (平成21年3月末)	連単差異
資産の部合計(億円)	140,280	140,174	106
現金預け金(億円)	675	583	91
有価証券(億円)	12,465	12,266	199
国債(億円)	2,514	2,514	—
短期社債(億円)	4,615	4,615	—
社債(億円)	1,144	1,124	20
株式(億円)	1,665	1,490	174
その他の証券(億円)	2,526	2,522	4
貸出金(億円)	120,088	120,266	△178
有形固定資産(億円)	1,623	1,623	0
支払承諾見返(億円)	1,572	1,602	△30
貸倒引当金(億円)	△2,766	△2,738	△28
その他(億円)	6,621	6,568	52
負債の部合計(億円)	119,416	119,415	0
債券・社債(億円)	35,130	35,130	—
借用金(億円)	80,678	80,648	30
その他(億円)	3,606	3,636	△30
純資産の部合計(億円)	20,864	20,758	106
資本金(億円)	10,000	10,000	—
資本準備金(億円)	11,577	11,577	—
繰越利益剰余金(億円)	△963	△972	8
評価差額金他(億円)	155	153	1
少数株主持分(億円)	95	—	95

#### <資産の部>

当連結会計年度末の資産の部合計は14兆280億円となりました。なお、当事業年度末の当行単体の資産の部合計は14兆174億円となりました。

年度末における連単差異につきましては僅少となっており、資産の部合計での差は106億円となっております。主な差につきましては、現金預け金91億円となっております。

○有価証券……当連結会計年度末は1兆2,465億円となりました。なお、通常業務及び危機対応業務を含むC P 購入業務開始に伴う短期社債が含まれた残高となっております。

○貸出金……当連結会計年度末は12兆88億円となりました。なお、危機対応業務への取り組みによる新規融資が含まれた残高となっております。

#### <負債の部>

当連結会計年度末の負債の部合計は11兆9,416億円となりました。なお、当事業年度末の当行単体の負債の部合計は11兆9,415億円となりました。

年度末における連単差異につきましては僅少となっており、負債の部合計での差は0億円となっております。

○債券・社債…当連結会計年度末は3兆5,130億円となりました。

○借用金………当連結会計年度末は8兆678億円となりました。なお、危機対応業務への取り組みによる日本公庫からの借用金が含まれた残高となっております。

<純資産の部>

当連結会計年度の純資産の部は2兆864億円となりました。なお、当事業年度末の当行単体の純資産の部合計は2兆758億円となりました。

年度末における連単差異につきましては僅少となっており、資産の部合計での差は106億円となっております。主な差につきましては、連結子会社に対する少数株主持分95億円となっております。

(2) 期別投融資額及び資金調達額状況（フロー）<単体>

融資等の金額につきましては、当事業年度は1兆6,703億円となりました。また、投資の金額につきましては当事業年度は631億円となりました。

なお、危機対応業務の融資実績につきましては、1兆681億円（305件）うち損害担保契約が付されているものは5億円（2件）となっております。

また当事業年度（6ヶ月間）における融資実績全体に占める危機対応融資額の比率は約64%となりました。

（注）平成21年3月31日までに日本公庫からの信用供与（借入等）を受けた金額実績は1兆603億円（301件）となっております。

当行の資金調達につきましては、当事業年度は財政投融資が2,776億円、社債（財投機関債）が814億円、長期借入金が1兆1,900億円となりました。

このうち、社債（財投機関債）につきましては、民営化（株式会社化）後、初めてとなる発行（570億円。有価証券届出書方式）を平成20年12月に行いました。

また、長期借入金に関しましては、危機対応業務に関する日本公庫からの借入が1兆603億円となる等、資金調達全体の過半を占める結果となりました。

	当事業年度 (6ヶ月間)
投融資額（億円）	17,334
融資等（億円）（注）1	16,703
投資（億円）（注）2	631

（注）1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

	当事業年度 (6ヶ月間)
資金調達額（億円）	17,334
財政投融資（億円）	2,776
うち財政融資資金（億円）（注）1	1,580
うち政府保証債（国内債）（億円）	1,196
うち政府保証債（外債）（億円）	-
社債（財投機関債）（億円）	814
長期借入金（億円）（注）2	11,900
回収等（億円）	1,843

（注）1. 産業投資借入金を含んでおります。

2. 長期借入金のうち、危機対応業務に関する日本公庫からの借入は1兆603億円となっております。

(3) 投融資残高及び資金調達残高<単体>

当事業年度末の融資等残高は12兆2,397億円となりました。また、当事業年度末の投資残高は3,246億円となりました。

一方、当事業年度末の資金調達残高は11兆5,717億円となりました。

このうち財政投融資の残高は8兆1,153億円、財投機関債は1兆3,691億円、社債（財投機関債）は814億円、借入金は2兆58億円となりました。中でも借入金のうち日本公庫からの借入に関しては、危機対応業務に伴うものであります。

		当事業年度末 (平成21年3月末)
融資等残高（億円）	（注）1	122,397
投資残高（億円）	（注）2	3,246

（注）1. 社債を含む経営管理上の数値であります。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値であります。

		当事業年度末 (平成21年3月末)
資金調達残高（億円）		115,717
財政投融資（億円）		81,153
うち財政融資資金（億円）	（注）	60,498
うち政府保証債（国内債）（億円）		10,030
うち政府保証債（外債）（億円）		10,624
財投機関債（億円）		13,691
社債（財投機関債）（億円）		814
借入金（億円）		20,058
うち日本公庫より借入（億円）		13,601

（注）簡易生命保険資金借入金、産業投資借入金を含んでおります。

(4) リスク管理債権の状況

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しております。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM・リスク管理委員会に報告しております。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しております。

なお当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

① リスク管理債権の状況<連結>

債務者区分	当連結会計年度末 (平成21年3月末)
破綻先債権額（億円）	189
延滞債権額（億円）	1,168
3ヵ月以上延滞債権額（億円）	0
貸出条件緩和債権額（億円）	567
合計（億円）	1,926

貸出金残高（末残）（億円）	120,088
貸出金残高比（%）	1.60

② リスク管理債権の業種別構成<連結>

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)
製造業（億円）	163
農・林・漁業（億円）	0
鉱業（億円）	—
建設業（億円）	67
電気・ガス・熱供給・水道業（億円）	32
情報通信業（億円）	58
運輸業（億円）	415
卸売・小売業（億円）	128
金融・保険業（億円）	36
不動産業（億円）	579
各種サービス業（億円）	444
地方公共団体（億円）	—
合計（億円）	1,926

③ 第三セクターに対するリスク管理債権<連結>

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)
破綻先債権（億円）	121
延滞債権（億円）	313
3ヵ月以上延滞債権（億円）	—
貸出条件緩和債権（億円）	426
合計（億円）	860

第三セクターに対する貸出金残高（末残）（億円）	9,888
第三セクターに対する貸出金残高比（%）	8.71

(注) 第三セクターとは、地方公共団体が出資又は拠出を行っている法人（但し上場企業は除く。）を指しております。

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人（いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人（但し、上場企業は除く）として整理しております）が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は9,888億円（うちリスク管理債権は860億円、第三セクターに対する貸出金残高比率8.71%、なお当行全体のリスク管理債権比率は1.60%）です。

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。

(5) 金融再生法開示債権の状況（部分直接償却実施後）<単体>

当事業年度における、金融再生法開示債権は1,933億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が211億円、危険債権が1,154億円及び要管理債権が568億円となっております。

	当事業年度末 (平成21年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（億円）	211
危険債権（億円）	1,154
要管理債権（億円）	568
合計（億円）	1,933

(参考) 正常債権（億円） 120,903

総与信残高（未残）（億円）	122,836
総与信残高比（%）	1.57

○金融再生法開示債権における保全状況（部分直接償却実施後）<単体>

① 保全率

	当事業年度末 (平成21年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権（%）	100.0
危険債権（%）	99.5
要管理債権（%）	89.1
開示債権合計（%）	96.5

② 信用部分に対する引当率

	当事業年度末 (平成21年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (%)	100.0
危険債権 (%)	98.8
要管理債権 (%)	73.1
開示債権合計 (%)	91.6

③ その他の債権に対する引当率

	当事業年度末 (平成21年3月末)
要管理債権以外の要注意先債権 (%)	31.1
正常先債権 (%)	0.1

(6) 資産自己査定、債権保全状況（平成21年3月末）<単体>

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～II分類	III分類	(IV分類)	貸倒引当金	(参考) 引当金及び担保・保証等によるカバー率	(単位：億円)
							リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 211	破産更生債権 およびこれらに準ずる債権 211	うち担保・保証・引当金によるカバー 211 うち引当金 9	引当率 100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 193	584	100.0%	破綻先債権 189
破綻懸念先 1,154	危険債権 1,154	うち担保・保証・引当金によるカバー 1,148 うち引当金 575	引当率 98.8% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 0		99.5%	延滞債権 1,137
要管理先債権 648	要管理債権 568	うち担保・保証によるカバー 338 信用部分に対する引当率 73.1%		(部分直接償却) 10	2,154	89.1%	3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 568
要注意先 6,086						債権残高に対する引当率 31.1%	
正常先 114,737	正常債権 120,903					債権残高に対する引当率 0.1%	
債権残高合計 122,836	開示債権合計 122,836				貸倒引当金合計 2,738	債権残高に対する引当率 2.2%	リスク管理債権 1,895

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

- 「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。
- リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
- 要管理債権及び危険債権のIV分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

3 連結自己資本比率（国際統一基準）

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率（バーゼルII／標準的手法、国際統一基準）を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

連結自己資本額は、1兆6,906億円となり、リスク・アセット等は、8兆9,555億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率（国際統一基準）は、18.87%となりました。

	当連結会計年度末 (平成21年3月末)
(1) 基本的項目 (Tier 1)	
資本金（億円）	10,000
資本剰余金（億円）	11,577
利益剰余金（億円）	△963
連結子会社の少数株主持分（億円）	96
社外流出予定額（△）（億円）	—
その他有価証券の評価差損（△） （億円）	△17
計（億円） ①	20,692
(2) 補完的項目 (Tier 2)	
その他有価証券の連結貸借対照表計上 額の合計額から帳簿価額の合計額を控 除した額の45%（億円）	—
一般貸倒引当金（億円）	2,152
計（億円）	2,152
うち自己資本への算入額（億円） ②	1,119
(3) 控除項目（億円） ③	4,905
(4) 自己資本額=①+②-③（億円） ④	16,906
(5) リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額（億円）	87,775
オペレーショナル・リスク相当額に 係る額／8%（億円）	1,779
計（億円） ⑤	89,555
連結自己資本比率（国際統一基準） =④÷⑤（%）	18.87
Tier 1 比率（%）	23.10

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当行における業務の効率化等のための既存店舗等の改修、事務機器の新設・更新等を中心に合計653百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において、主要な設備の売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成21年3月31日現在

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
				面積 (m <sup>2</sup> )	帳簿価額 (百万円)					
当行	本店	東京都千代田区	事務室等	5,504 (859)	99,500	4,699	148	158	104,506	822
	北海道支店	札幌市中央区		—	—	66	9	—	75	28
	東北支店	仙台市青葉区		—	—	32	7	—	39	33
	新潟支店	新潟市中央区		—	—	8	3	—	12	13
	北陸支店	石川県金沢市		—	—	5	2	—	7	14
	東海支店	名古屋市中区		—	—	9	8	—	17	19
	関西支店	大阪市中央区		—	—	68	27	—	96	41
	中国支店	広島市中区		—	—	17	12	—	30	21
	四国支店	香川県高松市		—	—	5	3	—	9	15
	九州支店	福岡市中央区		—	—	6	7	—	14	23
	南九州支店	鹿児島県鹿児島市		—	—	12	4	—	16	11
	その他の施設	東京都練馬区ほか	事務室・倉庫等	163,343 (3,079)	47,896	9,552	26	—	57,475	24

(注) 1. 土地面積欄の( )内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め404百万円であります。

2. 動産は、事務機械12百万円、その他249百万円であります。

3. 上記にはソフトウェア4,271百万円は含まれておりません。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. その他の施設における従業員は、国内事務所、海外駐在員事務所等に勤務する者です。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

##### (1) 新設・改修

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設・改修等は該当ありません。

##### (2) 売却・除却

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の売却・除却等は該当ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	40,000,000	40,000,000	—	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容になんら限定のない、当行における標準となる株式であります。なお、当行は種類株式発行会社ではありません。また単元株式数は定めておりません。
計	40,000,000	40,000,000	—	—

(注) 当行は新D B J 法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式（40,000,000株）をD B Jへの出資者である政府に無償譲渡しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注) 2	(注) 2

(注) 1. 平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。

なお、旧D B Jは新D B J法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を現物出資しており、それにより取得した株式を旧D B Jへの出資者である政府に無償譲渡しております。

2. 平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。

なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会（第3回会合）において、当行に承継された資産の価額（平成20年10月1日時点）が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。

3. 平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により、欠損金補填を実施しております。この振替により資本準備金が97,248百万円減少したため、振替後の資本準備金残高は1,060,466百万円となっております。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 一株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	—	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	40,000,000	—	—	—	—	—	—	40,000,000	—
所有株式数の割合（%）	100.00	—	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって単元数としております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の個数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 40,000,000	40,000,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 40,000,000	—	—
総株主の議決権	—	40,000,000	—

(注) 議決権の個数については、定款において1単元の株式数の定めが無いことから、株式数をもって議決権の個数としております。

②【自己株式等】

該当ありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当ありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当ありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当ありません。

## 3 【配当政策】

当行は、剰余金の配当を年1回行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当決定機関は、株主総会であります。

当行の定款において「期末配当の基準日は、毎年3月31日とする」旨定められております。

当行の配当政策につきましては、危機対応業務を的確に遂行すると共に、「投融資一体型金融サービス」の提供という当行独自のビジネスモデルを軌道に乗せ、確固たる収益基盤を確立することで、適切に決定してまいります。

なお、実際の配当時期や配当水準につきましては、新D B J法第20条の規定により、財務大臣の認可事項となっております。

(参考) 新D B J法

第二十条（定款の変更等）

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当ありません。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

当行株式は金融商品取引所に上場されておりません。又店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当ありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	社長 執行役員	室伏 稔	昭和6年9月22日生	昭和31年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成2年6月 同社代表取締役社長 平成8年6月 同社代表取締役会長兼社長 平成10年4月 同社代表取締役会長 平成12年6月 同社取締役会長 平成16年6月 同社相談役 平成19年10月 日本政策投資銀行総裁 平成20年10月 当行代表取締役社長・社長執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	藤井 秀人	昭和22年12月13日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成18年7月 財務事務次官 平成19年10月 日本政策投資銀行副総裁 平成20年10月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員(現職)	(注)1	—
取締役 副社長 (代表取締役)	副社長 執行役員	荒木 幹夫	昭和23年3月23日生	昭和46年7月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行産業・技術部長 平成12年3月 同行総務部長 平成14年6月 同行理事 平成18年10月 同行副総裁 平成20年10月 当行代表取締役副社長・副社長執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	竹内 洋	昭和24年7月14日生	昭和48年4月 大蔵省入省 平成17年8月 財務省關税局長 平成18年8月 日本政策投資銀行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	柳 正憲	昭和25年10月6日生	昭和49年4月 日本開発銀行入行 平成11年10月 日本政策投資銀行秘書役 平成12年6月 同行交通・生活部長 平成14年4月 同行総合企画部長 平成16年6月 同行関西支店長 平成18年10月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	高橋 洋	昭和29年9月3日生	昭和52年4月 日本開発銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行プロジェクト ファイナンス部長 平成15年6月 同行環境・エネルギー部長 平成17年6月 同行人事部長 平成19年6月 同行理事 平成20年10月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—
取締役	常務 執行役員	薄井 充裕	昭和28年6月6日生	昭和52年4月 日本開発銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行政策企画部長 平成15年2月 同行情報通信部長 平成16年6月 同行総合企画部長 平成18年10月 同行関西支店長 平成20年10月 当行常務執行役員 平成21年6月 当行取締役常務執行役員(現職)	(注)1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	三村 明夫	昭和15年11月 2日生	昭和38年4月 富士製鐵株式會社入社 平成12年4月 新日本製鐵株式會社代表取締役副社長 平成15年4月 同社代表取締役社長 平成17年5月 社団法人日本經濟団体連合会副会長 平成20年4月 新日本製鐵株式會社代表取締役会長（現職） 平成20年10月 当行取締役（現職） 平成20年10月 経済財政諮詢会議議員（現職）	(注)1	—
取締役	—	植田 和男	昭和26年9月20日生	昭和55年7月 ブリティッシュコロニア大学 経済学部助教授 昭和57年4月 大阪大学経済学部助教授 平成元年4月 東京大学経済学部助教授 平成5年3月 同大学経済学部教授 平成10年4月 日本銀行政策委員会審議委員 平成17年4月 東京大学経済学部教授（現職） 平成20年10月 当行取締役（現職）	(注)1	—
常勤監査役	—	井上 敏	昭和27年4月 4日生	昭和51年4月 日本開発銀行入行 平成12年6月 日本政策投資銀行秘書役 平成14年5月 同行産業・技術部長 平成16年6月 同行東北支店長 平成18年6月 同行監事 平成20年10月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
常勤監査役	—	進藤 哲彦	昭和28年4月 18日生	昭和52年4月 日本開発銀行入行 平成13年6月 日本政策投資銀行業務調整部長 平成14年4月 同行事業再生部長 平成16年6月 同行総務部長 平成19年6月 同行理事 平成20年10月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
常勤監査役	—	齋藤 博	昭和22年4月 13日生	昭和45年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省東京税関長 平成12年7月 地域振興整備公団理事 平成16年6月 日本証券金融株式会社代表取締役副社長 平成20年10月 当行常勤監査役（現職）	(注)2	—
監査役	—	伊藤 眞	昭和20年2月 14日生	昭和46年6月 名古屋大学法学部助教授 昭和58年10月 一橋大学法学部助教授 昭和60年4月 同大学法学部教授 平成5年4月 東京大学大学院法学政治学研究科教授 平成19年4月 早稲田大学大学院法務研究科客員教授（現職） 平成19年4月 長島・大野・常松法律事務所顧問（現職） 平成19年6月 東京大学名誉教授 平成19年7月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成20年10月 当行監査役（現職）	(注)2	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	八田 進二	昭和24年8月3日生	昭和62年4月 富山女子短期大学商経学科助教授 平成2年4月 駿河台大学経済学部助教授 平成6年4月 同大学経済学部教授 平成13年4月 青山学院大学経営学部教授 平成16年2月 金融庁企業会計審議会委員 （現職） 平成17年1月 金融庁企業会計審議会内部統制部会長（現職） 平成17年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科教授（現職） 平成18年6月 エーザイ株式会社取締役 （現職） 平成20年10月 当行監査役（現職）	(注)2	—
計						—

(注) 1. 任期は、平成21年6月26日開催の定時株主総会による選任後平成21年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

2. 任期は、平成20年10月1日から平成23年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

4. 監査役 斎藤 博、伊藤 真及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5. 当行では執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務する執行役員を除く）。

常務執行役員 8名 福永 法弘、山本 直人、平田 憲一郎、小島 康壽、長岡 久人、石井 歓、石森 亮、加納 望

執行役員 5名 三谷 康人、相澤 雅文、小林 健、渡辺 一、前田 正尚

なお、上記のほか、取締役のうち、7名は執行役員を兼務しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ○コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行う上での拠りどころと位置づけております。

(企業理念)

「金融力で未来をデザインします

—私たちは創造的金融活動による課題解決でお客様の信頼を築き、豊かな未来を、ともに実現していきます—

(固有の特性)

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持して行きます。

#### 1. 志

当行の共有する価値観=DNAである「長期性」、「中立性」、「パブリックマインド」、「信頼性」を核とした基本姿勢

#### 2. 知的資産

当行が培ってきた経験及びノウハウから生まれる産業調査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産

#### 3. ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行いたします。

#### 1. カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する

#### 2. プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す

#### 3. グローバル＆ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける

#### 4. スピード＆チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く

#### ○コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### ①会社の機関の内容

当行においては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しております。

また、経営会議の諮問機関として、アドバイザリー・ボードを設置し、当行の経営戦略をはじめ経営全般に対して独立した立場から助言を頂きます。

更に、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議いたします。

##### <取締役会及び取締役>

取締役会は9名で構成されております。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としております。なお、当事業年度（6ヵ月間）におきましては、取締役会を7回開催しております。

社外取締役は以下の2名であります。

三村 明夫（新日本製鐵株式會社代表取締役会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

##### <監査役会及び監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されております。なお、当事業年度（6ヵ月間）におきましては、監査役会を7回開催しております。

会社法の規定に基づき、5名のうち過半数（3名）は社外監査役であります。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役であります。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮の下に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しております。

社外監査役は以下の3名であります。

齋藤 博（元日本証券金融株式会社代表取締役副社長）（社外常勤監査役）

伊藤 真（早稲田大学大学院法務研究科客員教授・弁護士）

八田 進二（青山学院大学大学院会計プロフェッショナル研究科教授）

<業務監査委員会>

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しております。なお、当事業年度（6ヵ月間）におきましては、1回開催しております。

<経営会議>

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しております。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定いたします。なお、当事業年度（6ヵ月間）におきましては、25回開催しております。

<経営会議傘下の委員会等>

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く。）及び審議を行っております。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

1. A L M・リスク管理委員会

当行のポートフォリオのリスク管理及びA L M運営に関する重要事項の決定及び審議

2. 一般リスク管理委員会

法令等遵守、顧客保護等管理、オペレーション・リスク管理、システムリスク管理等に関する重要事項の決定及び審議

3. 投融資決定委員会

投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議

4. 新商品等審査会

新商品の取扱又は新業務の取組の開始に関する決定及び審議

5. 投融資審議会

投融資案件の事前審議及びモニタリング

6. 海外業務委員会

海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議

<アドバイザリー・ボード>

当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置しております。

アドバイザリー・ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

1. 社外有識者（五十音順、敬称略）

小川 是（株式会社横浜銀行頭取、社団法人全国地方銀行協会会長）

上條 清文（東京急行電鉄株式会社代表取締役会長）

橋・フクシマ・咲江（コーン・フェリー・インターナショナル株式会社日本担当代表取締役社長）

張 富士夫（トヨタ自動車株式会社代表取締役会長）

橋本 徹（前ドイツ証券株式会社会長、みずほフィナンシャルグループ名誉顧問）

2. 社外取締役

三村 明夫（新日本製鐵株式會社代表取締役会長）

植田 和男（東京大学経済学部教授）

## <主務大臣の認可事項>

新D B J 法により、当行は財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されております。

主な認可事項は以下のとおりです。

代表取締役及び監査役の選任等

取締役の兼職

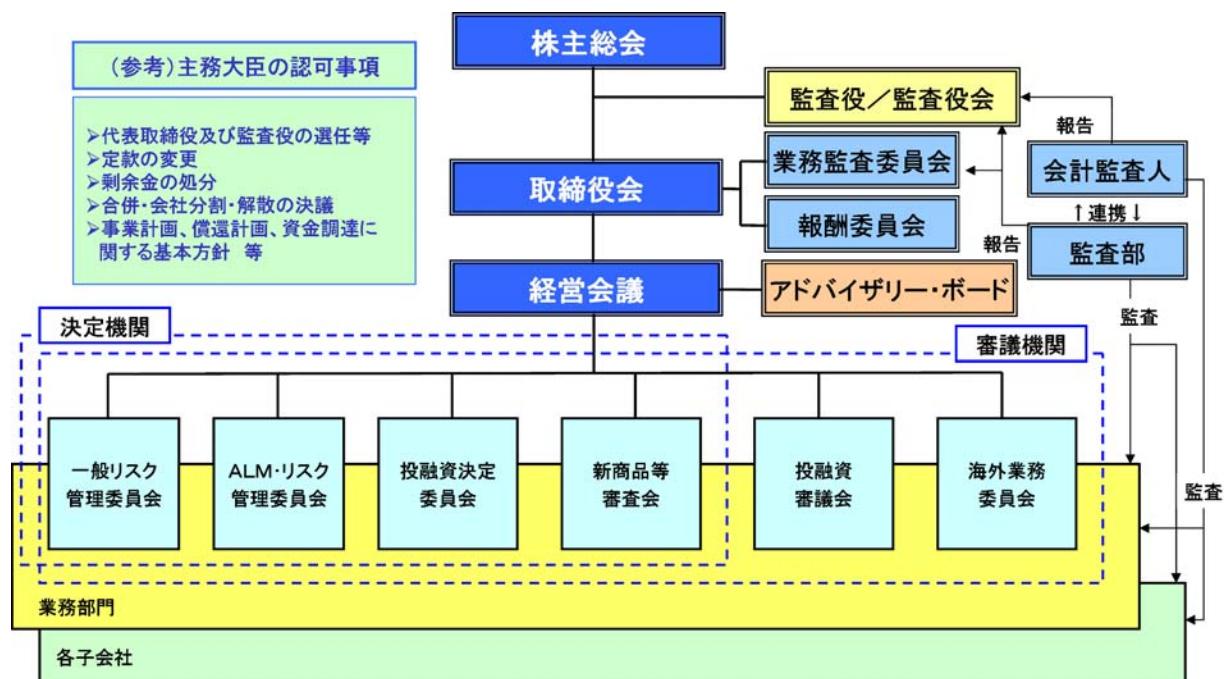
定款の変更

剰余金の処分

合併・会社分割・解散の決議

事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にいたしますと、以下のとおりであります。



## <執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化及び意思決定の迅速化を図るべく、当行においては執行役員制度を導入しております。常務執行役員 8 名（取締役兼務者を除く。）及び執行役員 5 名が取締役会において決定された担当職務を執行いたします。

### ②内部統制システムの整備の状況

当行においては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づき当行の業務の適正を確保するための態勢（内部統制システム）を「内部統制基本方針」として取締役会において定めております。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等を当行の経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っております。

#### 「内部統制基本方針」（全文）

##### （目的）

第1条 本方針は、会社法（以下「法」という。）第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則（以下「施行規則」という。）第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について定めるものである。

（取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行の経営における最重要課題の1つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。

3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。

4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。

5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。

6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 経営の健全性を確保するため、業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. 統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。リスク管理に係る委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置する。

3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。

①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、  
⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーションナルリスク

4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。

5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。

6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行及びその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。

3. 取締役会は、子会社等の間で業務運営に関する報告及び指導等の管理態勢を整備する。

4. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役の職務を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役及び使用人は、当行の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

2. 取締役及び使用人が当行の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。

3. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、取締役及び使用人に対して隨時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的に監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。

3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的に監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。

4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。

5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。

### ③内部監査及び監査役監査の状況

当行は、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、当行の業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しております。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっております。

なお、平成21年6月25日現在の監査部の人員は20名となっております。

監査役会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しております。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っております。

#### ④会計監査の状況

当行は、会計監査人として監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。当期において業務を執行した公認会計士（指定社員）は、小野行雄氏（継続監査年数（\*）1年）、梅津知充（同1年）氏及び吉田波也人氏（同1年）です。

(\*) 継続年数は、会社法監査の継続年数を記載しております。金融商品取引法監査の継続監査年数については、小野氏が1年、梅津氏が1年及び吉田氏が1年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、公正価値評価専門家、システム専門家、アクチュアリー専門家も含め、計24名となっております。

また、当行では、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めております。

#### ⑤社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日本製鐵株式會社の代表取締役会長ですが、当行との間に特別な利害関係はありません。なお、当行は、新日本製鐵株式會社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役及び社外監査役と、当行との間に特別な利害関係はありません。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、定款において社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しております。

#### ⑦取締役の定数

当行の取締役は、13名以内とする旨を定款で定めております。

#### ⑧取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

#### ⑨取締役及び監査役の責任減免

当行は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

#### ⑩株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

#### ⑪法令等遵守（コンプライアンス）態勢及びリスク管理態勢の整備の状況

法令等遵守及びリスク管理態勢として、具体的に以下のとおり取り組んでおります。

##### <法令等遵守態勢>

法令等遵守が当行の経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めております。

当行ではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでおります。

## 1. 法令等の遵守に関する方針

当行では、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

I. 役職員は、当行の社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務が当行全体の信用の失墜を招き、新D B J 法に定める当行の目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

II. 役職員は、業務の適法性及び適切性に関して当行が国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

## 2. 法令等遵守態勢

当行では、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について審議しています。

また当行では、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

### <リスク管理態勢>

当行では、経営の健全性・安全性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

当行の統合リスク管理という観点においては、担当取締役の業務職掌のもと、A L M ・リスク統括部において、当行全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っております。

## 1. リスク管理態勢

当行では、業務を継続的に遂行する前提となる財務の健全性維持と業務の効率性改善の両立を図るため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、A L M ・リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。A L M ・リスク管理委員会は、総合的なリスク管理に関する基本方針を定めるとともに、各リスクについて定期的にモニタリングを行っています。

## 2. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

### [個別案件の与信管理]

当行は、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。また当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢とっています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

### I. 債務者格付制度

当行の債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

## II. 資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、又は価値の毀損の危険性の度合に応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

### [ポートフォリオ管理]

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失（E L : Expected Loss）と、一定の確率で生じ得る最大損失からE Lの額を差し引いた非期待損失（U L : Unexpected Loss）によって把握され、E LとU Lの計測結果をA LM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御及びリスクリターンの改善について鋭意検討を進めています。

## 3. 市場リスク・流動性リスク管理

### [市場リスク]

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オーバランス取引を含む。）の価値が変動し損失を被るリスクや、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、当行では主に金利リスクと為替リスクに大別されます。

#### I. 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

当行は、融資（バンキング）業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析（ギャップ分析）、VaR（Value at Risk）、金利感応度分析（Basis Point Value）等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、当行はトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

#### II. 為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。当行の為替リスクは外貨建投融資及び外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップ等を利用することによりリスクヘッジを行っています。なお、スワップにともなうカウンターパーティリスク（スワップ取り組み相手が義務を履行できなくなるリスク）については、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

### [流動性リスク]

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

当行における資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り調整等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案しているほか、複数の一般金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに同時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

当行では、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、A LM・リスク管理委員会において審議を行っています。

#### 4. オペレーション・リスク管理

当行では、内部プロセス・人・システムが不適切若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーション・リスクと定義しています。当行においては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーション・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーション・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下のとおりです。

##### [事務リスク管理]

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行においては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

##### [システムリスク管理]

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動などシステムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。当行においては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

#### ⑫役員報酬の内容

##### 1. 当行における役員報酬の内容等

当事業年度における当行役員に対する報酬実績は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	9	82（うち社外取締役 7）
監査役	5	30
計	14	112

- (注) 1. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与（取締役19百万円（うち社外取締役一百万円）、監査役6百万円）が含まれております。  
2. 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額（取締役5百万円（うち社外取締役一百万円）、監査役1百万円）が含まれております。

##### 2. 当行における役員報酬の決定方針

当行の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下のとおり決定しております。

###### I. 取締役

取締役の報酬は、取締役の報酬に関する社会的動向、当行の業績、職員給与との衡平その他報酬水準の決定に際し斟酌すべき事項を勘案の上、取締役の職位及び職責に応じて決定しております。

###### II. 監査役

監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、当行では、報酬に関する透明性、客觀性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、当行に相応しい役員報酬制度のあり方等について検討を行っております。

(2) 【監査報酬の内容等】

当行並びに当行連結子会社の監査法人への当該事業年度に係る報酬等は以下の通りです。  
なお、12ヶ月の年度契約の場合には契約額の2分の1を計上しております。

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（円）	非監査業務に基づく報酬（円）
提出会社	62,720,000	4,400,000
連結子会社	9,325,943	323,300
計	72,045,943	4,723,300

(注) 1. 監査証明業務とは、公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。当行と監査法人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。  
2. DBJ Singapore Limitedの報酬の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

②【その他重要な報酬の内容】

記載すべき重要なものはありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

システム再構築の外部評価を委託しております。

④【監査報酬の決定方針】

該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」（平成20年財務省令第60号）に準拠しております。
3. 当行は、株式会社日本政策投資銀行法附則第9条の規定に基づき、日本政策投資銀行の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く）を平成20年10月1日に現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、同行の一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く）を承継しております。当行の当連結会計年度及び当事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31までの6ヶ月となっております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）の連結財務諸表及び当事業年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(平成21年3月31日)

## 資産の部

現金預け金	67, 521
コールローン及び買入手形	145, 000
買現先勘定	※2 375, 966
金銭の信託	24, 873
有価証券	※1, ※7, ※10 1, 246, 587
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 12, 008, 856
その他資産	※7 88, 075
有形固定資産	※9 162, 375
建物	14, 487
土地	147, 396
リース資産	160
建設仮勘定	27
その他の有形固定資産	303
無形固定資産	4, 576
ソフトウエア	4, 273
リース資産	128
その他の無形固定資産	174
繰延税金資産	27, 930
支払承諾見返	157, 276
貸倒引当金	△276, 689
投資損失引当金	△4, 294
資産の部合計	14, 028, 056

## 負債の部

債券	※7 3, 431, 597
借用金	8, 067, 892
社債	81, 423
その他負債	169, 043
賞与引当金	2, 224
役員賞与引当金	20
退職給付引当金	32, 050
役員退職慰労引当金	11
繰延税金負債	58
支払承諾	157, 276
負債の部合計	11, 941, 600

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(平成21年3月31日)

純資産の部

資本金	1,000,000
資本剰余金	1,157,715
利益剰余金	△96,363
株主資本合計	2,061,351
その他有価証券評価差額金	△1,667
繰延ヘッジ損益	17,182
為替換算調整勘定	3
評価・換算差額等合計	15,518
少數株主持分	9,586
純資産の部合計	2,086,456
負債及び純資産の部合計	14,028,056

## ②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	151,206
資金運用収益	135,793
貸出金利息	130,490
有価証券利息配当金	4,771
コールローン利息及び買入手形利息	14
買現先利息	387
預け金利息	129
役務取引等収益	4,646
その他業務収益	719
その他経常収益	※1 10,047
経常費用	272,900
資金調達費用	84,118
債券利息	25,991
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
借用金利息	56,029
社債利息	216
その他の支払利息	1,880
役務取引等費用	142
その他業務費用	11,090
営業経費	17,803
その他経常費用	159,745
貸倒引当金繰入額	125,431
その他の経常費用	※2 34,314
経常損失（△）	<u>△121,693</u>
特別利益	3,625
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,316
その他の特別利益	308
特別損失	52
固定資産処分損	9
減損損失	43
税金等調整前当期純損失（△）	<u>△118,120</u>
法人税、住民税及び事業税	20,021
法人税等調整額	<u>△6,492</u>
法人税等合計	13,529
少数株主損失（△）	<u>△3,308</u>
当期純損失（△）	<u>△128,342</u>

## ③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	1,000,000
当期末残高	<u>1,000,000</u>
資本剰余金	
当期首残高	1,157,715
当期末残高	<u>1,157,715</u>
利益剰余金	
当期首残高	—
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失（△）	<u>△128,342</u>
当期変動額合計	<u>△96,363</u>
当期末残高	<u>△96,363</u>
株主資本合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失（△）	<u>△128,342</u>
当期変動額合計	<u>△96,363</u>
当期末残高	<u>2,061,351</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>△1,667</u>
当期変動額合計	<u>△1,667</u>
当期末残高	<u>△1,667</u>
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>17,182</u>
当期変動額合計	<u>17,182</u>
当期末残高	<u>17,182</u>
為替換算調整勘定	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>3</u>
当期変動額合計	<u>3</u>
当期末残高	<u>3</u>

(単位：百万円)

当連結会計年度  
 (自 平成20年10月1日  
 至 平成21年3月31日)

評価・換算差額等合計	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,518
当期変動額合計	15,518
当期末残高	15,518
少数株主持分	
当期首残高	—
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,586
当期変動額合計	9,586
当期末残高	9,586
純資産合計	
当期首残高	2,157,715
当期変動額	
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失（△）	△128,342
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	25,104
当期変動額合計	△71,259
当期末残高	2,086,456

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失（△）	△118,120
減価償却費	598
のれん償却額	2,273
減損損失	43
持分法による投資損益（△は益）	△988
貸倒引当金の増減（△）	120,060
投資損失引当金の増減額（△は減少）	△1,632
賞与引当金の増減額（△は減少）	210
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	20
退職給付引当金の増減額（△は減少）	89
資金運用収益	△135,793
資金調達費用	84,118
有価証券関係損益（△）	24,651
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	1,388
為替差損益（△は益）	△321
固定資産処分損益（△は益）	8
貸出金の純増（△）減	△747,836
債券の純増減（△）	56,748
借用金の純増減（△）	1,459,394
普通社債発行及び償還による増減（△）	81,423
預け金の純増（△）減	165,469
コールローン等の純増（△）減	△145,000
買現先勘定の純増（△）減	△218,968
資金運用による収入	136,689
資金調達による支出	△85,080
その他	3,055
小計	682,500
法人税等の支払額	△562
営業活動によるキャッシュ・フロー	681,938
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△1,037,782
有価証券の売却による収入	7,631
有価証券の償還による収入	327,769
金銭の信託の増加による支出	△2,350
金銭の信託の減少による収入	41,175
有形固定資産の取得による支出	△144
有形固定資産の売却による収入	13
無形固定資産の取得による支出	△591
投資活動によるキャッシュ・フロー	△664,277

(単位：百万円)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー

少數株主からの払込による収入	750
少數株主への配当金の支払額	△54
財務活動によるキャッシュ・フロー	696
現金及び現金同等物に係る換算差額	326
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	18,683
現金及び現金同等物の期首残高	30,080
現金及び現金同等物の期末残高	※1 48,763

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社9社            D B J 事業投資(株)            (有)D B J コーポレート・メザニン・            パートナーズ            U D S コーポレート・メザニン投資            事業有限責任組合            D B J クレジット・ライン(株)            新規事業投資(株)            新規事業投資1号投資事業有限責任            組合            DBJ Singapore Limited            (株)日本経済研究所            あすかD B J 投資事業有限責任組合            なお、DBJ Singapore Limitedは、            設立により当連結会計年度から連結            しております。他の8社は、平成20年            10月1日の当行株式会社化と同時に取            得したものとみなして連結しております。</p> <p>(2) 非連結子会社18社            主要な会社名            U D S コーポレート・メザニン2            号投資事業有限責任組合            U D S コーポレート・メザニン3            号投資事業有限責任組合            (連結の範囲から除いた理由)            非連結の子会社は、その資産、経常            収益、当期純損益（持分に見合う            額）、利益剰余金（持分に見合う額）            及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う            額）等からみて、連結の範囲から除い            ても企業集団の財政状態及び経営成績            に関する合理的な判断を妨げない程度            に重要性が乏しいため、連結の範囲か            ら除外しております。</p> <p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超            を自己の計算において所有しているに            もかかわらず当該他の会社等を子会社            としなかった当該他の会社等の名称            (有)A D S グローバルパートナーズ、            (株)サンセー・インターナショナル・            テクノロジー、(株)ダイフレックスH            D、(株)ハイドロデバイス            (子会社としなかった理由)            投資育成目的のため出資したもので            あり、出資先の支配を目的とするもの            ではないためあります。</p>

	<p><b>当連結会計年度</b>            (自 平成20年10月1日            至 平成21年3月31日)</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社            該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社13社            イノベーション・カーブアウトファ            ンド一号投資事業有限責任組合            株幕張メッセ            みなとみらい二十一熱供給株            株北海道熱供給公社            株苫東            株札幌副都心開発公社            苫小牧港開発株            苫小牧埠頭株            東北水力地熱株            日本海エル・エヌ・ジー株            地上の星投資事業有限責任組合            北海道国際航空株            メザニン・ソリューション1号投資            事業有限責任組合            上記13社は、平成20年10月1日の當            行株式会社化と同時に影響力が生じた            ものとみなして持分法の対象としてお            ります。なお、当連結会計年度期首よ            りイーバンク銀行株を持分法の対象に            含めておりましたが、影響力の低下に            より、当連結会計年度末に持分法の対            象から除外しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社18社            主要な会社名            UDSコーポレート・メザニン2号            投資事業有限責任組合            UDSコーポレート・メザニン3号            投資事業有限責任組合</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社95社            主要な会社名            都市再生プライベートファンド投資            事業有限責任組合            合同会社ニュー・パースペクティ            ブ・ワン            持分法非適用の非連結子会社及び關            連会社は、当期純損益（持分に見合う            額）、利益剰余金（持分に見合う額）            及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う            額）等からみて、持分法の対象から除            いても連結財務諸表に重要な影響を与            えないため、持分法の対象から除いて            おります。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以            上、100分の50以下を自己の計算にお            いて所有しているにもかかわらず当該</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>㈱ゴードン・プラザーズ・ジャパン、鳴海製陶㈱、㈱伸和精工、㈱メディカルード、㈱グリーンパワー・インベストメント、㈱アドバンジエン、㈱VaxivaBiosciences、旭ファイバーグラス㈱、Takumi Technology Corporation (関連会社としなかった理由)</p> <p>投資育成目的のため出資したものであります、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためあります。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。</p> <p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 4社 3月末日 5社</p> <p>なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> <p>また、DBJ Singapore Limitedを除く連結子会社8社は、平成20年10月1日付で当行の子会社となったことから、損益計算書については、決算日が12月末日の子会社は同年7月1日以降の分を、決算日が3月末日の子会社は同年10月1日以降の分を、それぞれ連結しております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1) (イ)と同じ方法により行っております。</p>
	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 その他：4年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
	<p>(4) 繰延資産の処理方法 債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めてい る償却・引当基準に則り、次のとおり 計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の 事実が発生している債務者（以下「破 綻先」という。）に係る債権及びそれ と同等の状況にある債務者（以下「実 質破綻先」という。）に係る債権につ いては、以下のなお書きに記載されて いる直接減額後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保証による回収 可能見込額を控除し、その残額を計上 しております。また、現在は経営破綻 の状況にないが、今後経営破綻に陥る 可能性が大きいと認められる債務者及 び今後の管理に注意を要する債務者に 対する債権のうち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係るキャッシュ・ フローを合理的に見積もることができる 債権については、当該キャッシュ・ フローを当初の約定利子率で割り引い た額と債権の帳簿価額との差額を貸 倒引当金とする方法（キャッシュ・フ ロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の 平均的な融資期間を勘案した過去の一 定期間における貸倒実績から算出した 貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基 準に基づき、営業関連部署が資産査定 を実施し、当該部署から独立した部署 が第二次査定を実施しており、その査 定結果に基づいて上記の引当を行って おります。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対す る担保・保証付債権等については、債 権額から担保の評価額及び保証による 回収が可能と認められる額を控除した 残額を取立不能見込額として債権額か ら直接減額しており、その金額は 51,303百万円であります。</p> <p>連結子会社の一般債権に係る貸倒引 当金は、過去の貸倒実績率等を勘案し て必要と認めた額を引き当てております。</p> <p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(8) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(9) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。            過去勤務差異：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理            数理計算上の差異：連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌連結会計年度から費用処理</p>
	<p>(10) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。            連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3</p>

	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(13) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借用金・社債及び貸出金</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>
	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

当連結会計年度 (平成21年3月31日)
※ 1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式14,391百万円及び出資金38,817百万円を含んでおります。
※ 2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。
※ 3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は116,843百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※ 4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※ 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※ 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は192,629百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

<b>当連結会計年度 (平成21年3月31日)</b>
<p>※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。</p> <p>出資先の借入金の担保として、有価証券2,291百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は44百万円であります。</p> <p>なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。</p>
<p>※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、266,886百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>
<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 432百万円</p> <p>※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。</p>

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

※1. その他経常収益には、株式等売却益3,525百万円を含んでおります。

※2. その他の経常費用には、株式等償却14,558百万円を含んでおります。

## (連結株主資本等変動計算書関係)

I 当連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	40,000	—	—	40,000	
普通株式	40,000	—	—	40,000	

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

## 3. 配当に関する事項

該当ありません。

## 4. その他

当行は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行（以下「旧政投銀」という。）が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債（同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額）の概要は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に  
掲記されている科目的金額との関係

(単位：百万円)

平成21年3月31日現在

現金預け金勘定	67,521
定期性預け金等	△18,757
現金及び現金同等物	<u>48,763</u>

## (リース取引関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
①リース資産の内容
(ア) 有形固定資産
主として、情報関連機器及び事務機器であります。
(イ) 無形固定資産
ソフトウェアであります。
②リース資産の減価償却の方法
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項
「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額
取得価額相当額
有形固定資産 514百万円
無形固定資産 254百万円
合計 768百万円
減価償却累計額相当額
有形固定資産 94百万円
無形固定資産 37百万円
合計 131百万円
減損損失累計額相当額
有形固定資産 5百万円
無形固定資産 一百万円
合計 5百万円
年度末残高相当額
有形固定資産 414百万円
無形固定資産 216百万円
合計 631百万円
・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 238百万円
1年超 406百万円
合計 645百万円
・リース資産減損勘定年度末残高
5百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
支払リース料 146百万円
リース資産減損勘定取崩額 一百万円
減価償却費相当額 141百万円
支払利息相当額 6百万円
減損損失 5百万円
・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

当連結会計年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額  
を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法につい  
ては、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの  
に係る未経過リース料

1年内	173百万円
1年超	109百万円
合計	283百万円

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、該当がありません。

I 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	54,059	51,095	△2,963	197	3,161
その他	98,230	97,857	△372	—	372
合計	152,289	148,953	△3,336	197	3,533

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	28,159	24,628	△3,530	139	3,669
債券	713,681	714,410	728	774	46
国債	250,670	251,413	743	772	29
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	461,514	461,514	—	—	—
社債	1,496	1,482	△14	2	16
その他	5,407	4,492	△914	—	914
合計	747,247	743,531	△3,716	914	4,630

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、15,066百万円（うち、株式14,558百万円、その他の証券507百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	6,170	3,415	327

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成21年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	54,424
その他有価証券	
非上場株式	127,478
非上場社債	4,464
非上場外国証券	46,721
譲渡性預け金	10,158
その他	64,468

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成21年3月31日現在）

	1年以内（百万円）	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超（百万円）
債券	650,550	151,843	21,965	1,000
国債	174,956	76,457	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	461,514	—	—	—
社債	14,079	75,386	21,965	1,000
その他	10,000	7	98,245	—
合計	660,550	151,850	120,211	1,000

(金銭の信託関係)

I 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価 差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	12	△1

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万 円)	うち損 (百万 円)
その他の金銭の信託	28,074	24,860	△3,213	5	3,219

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金 (平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△3,248
その他有価証券	△3,254
その他の金銭の信託	5
(+) 繰延税金資産	1,631
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△1,617
(△) 少数株主持分相当額	46
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価 差額金のうち親会社持分相当額	△3
その他有価証券評価差額金	△1,667

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

### I 当連結会計年度

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

##### (2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

##### (3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建金銭債権及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

###### a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借用金・社債及び貸出金

###### b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

##### ③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

##### ④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

##### (4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

##### (5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的にALMリスク管理委員会に報告しております。

##### (6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	191,015	191,015	6,584	6,584
	受取変動・支払固定	189,090	189,090	△2,169	△2,169
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	4,415	4,415

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成21年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	112,742	97,497	△3,877	△3,877
	為替予約				
	売建	43,118	—	△503	△503
	買建	6,555	—	86	86
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
合計	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4,295	△4,295

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成21年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	861,210	446,610	△17,874	△17,874
	買建	451,100	56,000	680	680
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△17,193	△17,193

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

## 3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	
退職給付債務 (A)		△45,541
年金資産 (B)		11,448
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)		△34,092
未認識数理計算上の差異 (D)		1,991
未認識過去勤務債務 (E)		50
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)		△32,050
前払年金費用 (G)		—
退職給付引当金 (F) - (G)		△32,050

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	
勤務費用		698
利息費用		450
期待運用収益		△32
過去勤務債務の費用処理額		0
数理計算上の差異の費用処理額		—
その他（臨時に支払った割増退職金等）		—
退職給付費用		1,116

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	10年（その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている）

## (税効果会計関係)

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	128,030 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	21,317
退職給付引当金	13,041
投資損失引当金	3,715
税務上の繰越欠損金	3,227
その他有価証券評価差額金	1,690
その他	5,500
繰延税金資産小計	176,521
評価性引当額	△136,373
繰延税金資産合計	40,148
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△12,246
その他	△30
繰延税金負債合計	△12,276
繰延税金資産（負債）の純額	27,872 百万円
2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69 %
(調整)	
評価性引当額の増減	△50.66
のれん償却額	△0.78
持分法による投資損益	0.34
その他	△1.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.45 %

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

連結会社は融資業務以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接 100.00	資金の借入等	資金の借入	247,700	借用金(注1)	6,037,140
							借用金の返済	601,214		
							利息の支払	54,550	未払費用	22,429
							債務被保証(注2)	2,072,206	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 財務省からの借用金の利率は0.00%～4.75%、最終償還日は平成41年3月20日であります。

2. 債務被保証は提出会社の債券に対して行われているものであります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

記載すべき重要なものは 없습니다。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連子会社との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当がありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものは 없습니다。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当がありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当がありません。

(1 株当たり情報)

		当連結会計年度 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 3月31日)
1 株当たり純資産額	円	51,921.75
1 株当たり当期純損失金額	円	3,208.55

(注) 1. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,086,456
資産の部の合計額から控除する金額	百万円	9,586
(うち少数株主持分)	百万円	9,586
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,076,870
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	40,000

2. 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当連結会計年度 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 3月31日)
当期純損失	百万円	128,342
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	128,342
普通株式の期中平均株式数	千株	40,000

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤【連結附属明細表】

【債券・社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日 ～ 平成20年8月20日	882,095	882,176	0.8～2.2	あり (注) 7	平成22年8月25日 ～ 平成35年6月19日	(注) 1
	1回～4回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日 ～ 平成21年2月23日	—	119,672	1.4～2.1	なし	平成30年11月19日 ～ 平成36年2月23日	
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,081	25,079	1.81	あり (注) 7	平成40年9月4日	(注) 2
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日 ～ 平成19年11月26日	1,035,742 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,035,868 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	あり (注) 7	平成22年6月21日 ～ 平成39年11月26日	(注) 1
	209回～211回 政府引受債	平成10年10月26日 ～ 平成10年12月21日	13,169 [13,169]	—	1.1～1.2	あり (注) 7	平成20年10月24日 ～ 平成20年12月19日	(注) 3
	5,7,9回～14 回, 16回～52回 財投機関債 (国内債)	平成14年10月24日 ～ 平成20年8月15日	1,364,662 [99,995]	1,314,695 [109,994]	0.57～2.74	あり (注) 7	平成21年9月18日 ～ 平成59年3月20日	(注) 4
	1次 財投機関債 (外国債)	平成19年6月20日	49,945	49,952	1.65	あり (注) 7	平成24年6月20日	(注) 4
	1回～2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	4,153 (20,000千\$)	4,153 (20,000千\$)	2.032～3.142	あり (注) 7	平成22年9月17日 ～ 平成35年9月19日	(注) 4 (注) 5
	1回～2回 普通社債 (国内債)	平成20年12月18日	—	57,000	1.116～1.367	なし	平成23年12月20日 ～ 平成25年12月20日	
	1回～12回 普通社債 (ユーロMTN)	平成20年12月2日 ～ 平成21年3月26日	—	24,423 (100,000千\$) [7,100]	0.68～2.3125	なし	平成22年3月3日 ～ 平成26年3月25日	(注) 6
合計	—	—	3,374,848	3,513,020	—	—	—	—

- (注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。  
 2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。  
 3. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府引受債であります。  
 4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。  
 5. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建財投機  
 関債であります。  
 6. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建及びユーロ円建無担保  
 社債であります。  
 7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。  
 8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。  
 9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
 10. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	117,094	403,562	522,334	394,837	233,793

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（百万円）	当期末残高（百万円）	平均利率(%)	返済期限
借用金	6,601,478	8,067,892	1.46	—
借入金	6,601,478	8,067,892	1.46	平成21年4月～平成41年3月
1年以内に返済予定のリース債務	80	90	1.66	
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	173	196	1.66	平成22年4月～平成25年8月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	1,587,053	855,142	952,316	945,447	797,137
リース債務（百万円）	90	89	61	40	6

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

当事業年度

(平成21年3月31日)

## 資産の部

現金預け金	58,386
現金	2
預け金	58,384
コールローン	145,000
買現先勘定	※2 375,966
金銭の信託	23,981
有価証券	※1, ※7, ※10 1,226,683
国債	251,413
短期社債	461,514
社債	112,431
株式	149,052
その他の証券	252,272
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 12,026,675
証書貸付	12,026,675
その他資産	88,436
前払費用	8,277
未収益	40,634
金融派生商品	39,052
その他の資産	※7 471
有形固定資産	※9 162,367
建物	14,485
土地	147,396
リース資産	158
建設仮勘定	27
その他の有形固定資産	300
無形固定資産	4,573
ソフトウェア	4,271
リース資産	128
その他の無形固定資産	173
繰延税金資産	27,915
支払承諾見返	160,276
貸倒引当金	△273,813
投資損失引当金	△9,015
資産の部合計	14,017,435

(単位：百万円)

当事業年度  
(平成21年3月31日)

## 負債の部

債券	※7 3,431,597
借用金	8,064,872
借入金	8,064,872
社債	81,423
その他負債	169,143
未払法人税等	20,091
未払費用	33,823
前受収益	1,199
金融派生商品	112,633
リース債務	284
その他の負債	1,111
賞与引当金	2,217
役員賞与引当金	20
退職給付引当金	32,023
役員退職慰労引当金	11
支払承諾	160,276
負債の部合計	11,941,586

## 純資産の部

資本金	1,000,000
資本剰余金	1,157,715
資本準備金	1,157,715
利益剰余金	△97,248
その他利益剰余金	△97,248
繰越利益剰余金	△97,248
株主資本合計	2,060,466
その他有価証券評価差額金	△2,425
繰延ヘッジ損益	17,808
評価・換算差額等合計	15,382
純資産の部合計	2,075,849
負債及び純資産の部合計	14,017,435

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	148,548
資金運用収益	135,733
貸出金利息	131,160
有価証券利息配当金	4,064
コールローン利息	14
買現先利息	387
預け金利息	106
役務取引等収益	4,626
その他の役務収益	4,626
その他業務収益	632
外国為替売買益	632
その他経常収益	7,556
株式等売却益	3,236
金銭の信託運用益	866
その他の経常収益	※1 3,453
経常費用	267,527
資金調達費用	83,995
債券利息	25,991
コールマネー利息	0
借用金利息	55,906
社債利息	216
金利スワップ支払利息	1,880
その他の支払利息	0
役務取引等費用	140
その他の役務費用	140
その他業務費用	10,730
国債等債券償還損	0
国債等債券償却	147
債券発行費償却	368
社債発行費償却	147
金融派生商品費用	10,065
その他の業務費用	0
営業経費	15,225
その他経常費用	157,436
貸倒引当金繰入額	122,603
投資損失引当金繰入額	4,277
貸出金償却	2,583
株式等償却	10,959
金銭の信託運用損	3
その他の経常費用	※2 17,008

(単位：百万円)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
経常損失（△）	△118,979
特別利益	3,317
固定資産処分益	0
償却債権取立益	3,316
特別損失	39
固定資産処分損	8
減損損失	30
税引前当期純損失（△）	△115,701
法人税、住民税及び事業税	20,016
法人税等調整額	△6,490
法人税等合計	13,525
当期純損失（△）	△129,227

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

## 株主資本

## 資本金

当期首残高	1,000,000
当期末残高	<u>1,000,000</u>

## 資本剰余金

## 資本準備金

当期首残高	1,157,715
当期末残高	<u>1,157,715</u>

## 資本剰余金合計

当期首残高	1,157,715
当期末残高	<u>1,157,715</u>

## 利益剰余金

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金	—
当期首残高	<u>—</u>

## 当期変動額

株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失 (△)	<u>△129,227</u>
当期変動額合計	<u>△97,248</u>
当期末残高	<u>△97,248</u>

## 利益剰余金合計

当期首残高	—
当期変動額	<u>—</u>
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失 (△)	<u>△129,227</u>
当期変動額合計	<u>△97,248</u>
当期末残高	<u>△97,248</u>

## 株主資本合計

当期首残高	2,157,715
当期変動額	<u>—</u>
株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
当期純損失 (△)	<u>△129,227</u>
当期変動額合計	<u>△97,248</u>
当期末残高	<u>2,060,466</u>

(単位：百万円)

当事業年度  
 (自 平成20年10月1日  
 至 平成21年3月31日)

## 評価・換算差額等

## その他有価証券評価差額金

当期首残高	—
-------	---

## 当期変動額

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	$\triangle 2,425$
---------------------	-------------------

当期変動額合計	$\triangle 2,425$
---------	-------------------

当期末残高	$\triangle 2,425$
-------	-------------------

## 繰延ヘッジ損益

当期首残高	—
-------	---

当期変動額	—
-------	---

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	17,808
---------------------	--------

当期変動額合計	17,808
---------	--------

当期末残高	17,808
-------	--------

## 評価・換算差額等合計

当期首残高	—
-------	---

当期変動額	—
-------	---

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,382
---------------------	--------

当期変動額合計	15,382
---------	--------

当期末残高	15,382
-------	--------

## 純資産合計

当期首残高	2,157,715
-------	-----------

当期変動額	—
-------	---

株式会社化に伴う税効果調整額	31,978
----------------	--------

当期純損失（△）	$\triangle 129,227$
----------	---------------------

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,382
---------------------	--------

当期変動額合計	$\triangle 81,865$
---------	--------------------

当期末残高	2,075,849
-------	-----------

【重要な会計方針】

	<p><b>当事業年度</b>            (自 平成20年10月1日            至 平成21年3月31日)</p>
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）            有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。            なお、主な耐用年数は次のとおりであります。            建物 : 3年～50年            その他 : 4年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）            無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産            所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	<p><b>当事業年度</b>            (自 平成20年10月1日            至 平成21年3月31日)</p>
5．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は51,303百万円であります。</p>

	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)</p>
	<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。            過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理            数理計算上の差異：発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	<p><b>当事業年度</b>            (自 平成20年10月1日            至 平成21年3月31日)</p>
8．ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法            金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. ヘッジ手段…金利スワップ            ヘッジ対象…債券・借用金・社債            及び貸出金</li> <li>b. ヘッジ手段…通貨スワップ            ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</li> </ul> <p>(3) ヘッジ方針            金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。</p> <p>(4) ヘッジの有効性評価の方法            リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。            なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>
9．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

当事業年度 (平成21年3月31日)
※1. 関係会社の株式及び出資総額 76,753百万円
※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは375,966百万円であります。
※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は18,967百万円、延滞債権額は113,773百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒債却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は56,795百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄などの債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は189,559百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※7. 為替決済等の取引の担保として、貸出金228,799百万円及び有価証券633,024百万円を差し入れております。 投資先の借入金の担保として、有価証券2,025百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は15百万円であります。

当事業年度  
(平成21年3月31日)

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券3,314,596百万円の一般担保に供しております。

※8. 貸出金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、267,826百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが79,128百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 有形固定資産の減価償却累計額 430百万円

※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。

(損益計算書関係)

当事業年度  
(自 平成20年10月1日  
至 平成21年3月31日)

- ※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配  
2,916百万円を含んでおります。
- ※2. その他の経常費用には、投資事業組合の損失分配  
16,496百万円を含んでおります。

(株主資本等変動計算書関係)

当行は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日、日本政策投資銀行（以下「旧政投銀」という。）が、同法附則第15条の規定により国が承継する資産を除く財産の全部を出資することにより設立されました。旧政投銀から当行へ承継された資産及び負債（同法附則第16条の規定により評価委員が評価した価額）の概要は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産	12,414,193	負債	10,256,477
		純資産	2,157,715
資産合計	12,414,193	負債・純資産合計	12,414,193

## (リース取引関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1. ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
①リース資産の内容	
(ア) 有形固定資産	
主として、情報関連機器及び事務機器であります。	
(イ) 無形固定資産	
ソフトウェアであります。	
②リース資産の減価償却の方法	
重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引	
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	
取得価額相当額	
有形固定資産	508百万円
無形固定資産	254百万円
合計	762百万円
減価償却累計額相当額	
有形固定資産	93百万円
無形固定資産	37百万円
合計	130百万円
減損損失累計額相当額	
有形固定資産	一百万円
無形固定資産	一百万円
合計	一百万円
期末残高相当額	
有形固定資産	414百万円
無形固定資産	216百万円
合計	631百万円
・未経過リース料期末残高相当額	
1年内	236百万円
1年超	402百万円
合計	639百万円
・リース資産減損勘定の期末残高	
一百万円	
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	
支払リース料	145百万円
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円
減価償却費相当額	140百万円
支払利息相当額	6百万円
減損損失	一百万円

<p>当事業年度            (自 平成20年10月1日            至 平成21年3月31日)</p>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> </ul>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>						
2. オペレーティング・リース取引						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1年内</td> <td style="width: 70%;">157百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>108百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>265百万円</td> </tr> </table>	1年内	157百万円	1年超	108百万円	合計	265百万円
1年内	157百万円					
1年超	108百万円					
合計	265百万円					

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 当事業年度（平成21年3月31日現在）

該当ありません。

## (税効果会計関係)

当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金及び貸出金償却損金	128,029 百万円
算入限度超過額	
退職給付引当金	13,030
有価証券償却損金算入限度超過額	9,640
投資損失引当金	3,668
その他有価証券評価差額金	1,664
その他	5,145
繰延税金資産小計	<u>161,178</u>
評価性引当額	<u>△121,044</u>
繰延税金資産合計	<u>40,133</u>
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	<u>△12,217</u>
繰延税金負債合計	<u>△12,217</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>27,915</u> 百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69 %
(調整)	
評価性引当額の増減	△52.35
その他	△0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△11.69 %

(1 株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 3月31日)
1 株当たり純資産額	円	51,896.23
1 株当たり当期純損失金額	円	3,230.68

(注) 1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当事業年度 (自 平成20年10月 1 日 至 平成21年 3月31日)
当期純損失	百万円	129,227
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る当期純損失	百万円	129,227
普通株式の期中平均株式数	千株	40,000

(重要な後発事象)  
該当ありません。

④【附属明細表】  
 当事業年度（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）  
 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高(百万 円)
有形固定資産							
建物	14,833	80	68 (25)	14,844	358	359	14,485
土地	147,414	—	18 (5)	147,396	—	—	147,396
リース資産	170	15	—	186	27	27	158
建設仮勘定	—	27	—	27	—	—	27
その他の有形固定資産	279	74	9	343	43	43	300
有形固定資産計	162,698	197	97 (30)	162,797	430	431	162,367
無形固定資産							
ソフトウェア	—	4,414	—	4,414	143	143	4,271
リース資産	123	20	—	143	14	14	128
その他の無形固定資産	4,092	477	4,396	174	0	0	173
無形固定資産計	4,215	4,912	4,396	4,732	158	158	4,573

- (注) 1. 当期首残高は平成20年10月1日に日本政策投資銀行から承継した有形固定資産及び無形固定資産の額を表示しております。  
 2. 当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。  
 3. 有形固定資産の「その他の有形固定資産」の当期減少額には、一括償却資産の当期償却額6百万円が含まれております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	111,563	215,438	—	111,563	215,438
個別貸倒引当金	95,928	18,728	5,371	50,911	58,374
うち非居住者向け債権分	—	3,061	—	—	3,061
投資損失引当金	5,751	4,277	1,014	—	9,015
賞与引当金	2,006	2,217	2,006	—	2,217
役員賞与引当金	—	20	—	—	20
役員退職慰労引当金	—	11	—	—	11
計	215,250	240,694	8,391	162,474	285,078

(注) 1. 当期首残高は、平成20年10月1日に日本政策投資銀行から承継した金額を表示しております。なお、重要な会計方針「6. 引当金の計上基準（1）貸倒引当金」に記載のとおり、破綻先及び実質破綻先の取立不能見込額について直接減額することとしておりますが、承継時の同取立不能見込額50,911百万円は個別貸倒引当金に含まれているため、個別貸倒引当金の当期首残高に含めて表示しております。

また、これにかかる直接減額に伴う取崩額は当期減少額（その他）欄に含めて記載しております。

2. 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

#### ○未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	0	20,091	—	0	20,091
未払法人税等	0	16,308	—	0	16,308
未払事業税	—	3,782	—	—	3,782

#### （2）【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成21年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

##### ① 資産の部

- 預け金 日本銀行への預け金5,092百万円、他の銀行への預け金53,291百万円であります。
- その他の証券 外国証券144,035百万円、投資事業組合等への出資金100,749百万円その他であります。
- 前払費用 貸貸借契約に基づく前払費用であります。
- 未収収益 貸出金利息39,222百万円、有価証券利息1,174百万円その他であります。
- その他の資産 敷金411百万円その他であります。

##### ② 負債の部

- 未払費用 借用金利息23,409百万円、債券利息9,510百万円その他であります。
- 前受収益 保証料426百万円、債券に係る為替予約差額225百万円その他であります。
- その他の負債 未払金400百万円その他であります。

(3) 【その他】

旧D B J の連結財務諸表及び財務諸表について記載しております。

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 旧D B J の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。

(2) 旧D B J の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第13号）に準拠しております。

2. 監査証明について

旧D B J は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の連結財務諸表及び前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

また、監査証明の中に「準じて」とあるのは、金融商品取引法と同等の監査をいたしましたが、監査証明については、旧D B J が金融商品取引法の適用を受けないことから、金融商品取引法に基づく監査ではないためあります。

3. その他

旧D B J は、新D B J 法附則第9条の規定に基づき、旧D B J の財産の全部（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）を平成20年10月1日に設立された当行に現物出資により引継ぎ、また同法附則第15条第1項に基づき、旧D B J の一切の権利及び義務（同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。）は当行に承継されています。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

日本政策投資銀行  
総裁室 伏 稔 殿

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮 和敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

株式会社 日本政策投資銀行  
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試験を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、日本政策投資銀行は平成20年10月1日に解散し、同日成立した株式会社日本政策投資銀行に国が承継する資産を除きその一切の権利及び義務を承継した。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 1 連結財務諸表等

## (1) 連結財務諸表

## ①連結貸借対照表

区分	注記番号	平成19年度 (平成20年3月31日)		平成20年度 (平成20年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
<b>(資産の部)</b>					
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	11, 470, 456	91.57	11, 264, 211	91.66
有価証券	※1, 2, 7, 10	549, 117	4.38	558, 042	4.54
金銭の信託		74, 469	0.59	65, 153	0.53
買現先勘定		136, 925	1.09	156, 998	1.28
現金預け金		182, 916	1.46	206, 530	1.68
その他資産	※7	64, 054	0.51	56, 776	0.46
有形固定資産	※9	35, 723	0.29	35, 733	0.29
無形固定資産		1, 429	0.01	4, 218	0.03
支払承諾見返	※11	126, 833	1.01	102, 067	0.83
貸倒引当金		△111, 828	△0.89	△156, 485	△1.27
投資損失引当金		△3, 121	△0.02	△3, 742	△0.03
資産の部合計		12, 526, 978	100.00	12, 289, 504	100.00
<b>(負債の部)</b>					
債券		3, 157, 163	25.20	3, 374, 848	27.46
借用金		6, 978, 546	55.71	6, 601, 478	53.72
その他負債		155, 227	1.24	144, 228	1.17
賞与引当金		1, 653	0.02	2, 006	0.02
退職給付引当金		31, 432	0.25	31, 935	0.26
支払承諾	※11	126, 833	1.01	102, 067	0.83
負債の部合計		10, 450, 856	83.43	10, 256, 565	83.46

区分	注記番号	平成19年度 (平成20年3月31日)		平成20年度 (平成20年9月30日)	
		金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
(純資産の部)					
資本金		1,272,286	10.16	1,272,286	10.35
利益剰余金		860,006	6.86	830,329	6.76
株主資本合計		2,132,292	17.02	2,102,615	17.11
その他有価証券評価差額金		12,300	0.10	△1,294	△0.01
繰延ヘッジ損益		△72,039	△0.58	△71,470	△0.58
評価・換算差額等合計		△59,739	△0.48	△72,765	△0.59
少数株主持分		3,567	0.03	3,088	0.02
純資産の部合計		2,076,121	16.57	2,032,938	16.54
負債及び純資産の部合計		12,526,978	100.00	12,289,504	100.00

## ②連結損益計算書

		平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	※1	335,697	100.00	163,329	100.00
資金運用収益		313,618		141,788	
貸出金利息		306,462		135,802	
有価証券利息配当金		4,578		4,743	
買現先利息		1,577		570	
預け金利息		995		669	
その他の受入利息		3		2	
役務取引等収益		4,995		3,037	
その他業務収益		534		1,699	
その他経常収益		16,549		16,804	
経常費用	※2	322,856	96.17	194,641	119.17
資金調達費用		209,382		91,936	
債券利息		45,130		27,200	
借用金利息		148,962		59,764	
その他の支払利息		15,288		4,971	
役務取引等費用		29		5	
その他業務費用		21,721		7,048	
営業経費		29,909		16,454	
その他経常費用		61,813		79,197	
経常利益(△は経常損失)		12,841	3.83	△31,312	△19.17
特別利益	※3	39,007	11.61	2,260	1.38
固定資産処分益		68		0	
償却債権取立益		1,982		1,798	
貸倒引当金戻入益		24,307		—	
繰上弁済補償金		12,648		—	
その他の特別利益	※4	—		461	
特別損失		13	0.00	29	0.02
固定資産処分損		13		29	
税金等調整前当期純利益(△は税金等調整前当期純損失)		51,835	15.44	△29,081	△17.81
法人税、住民税及び事業税	※5	13	0.00	2	0.00
法人税等調整額		△13	△0.00	△17	△0.01
法人税等合計		△773	△0.23	△15	△0.01
少数株主損失(△)	※6	52,608	15.67	△414	△0.26
当期純利益(△は当期純損失)		52,608		△28,651	△17.54

③連結株主資本等変動計算書

平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本			評価・換算差額等			少數株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高（百万円）	1,272,286	809,898	2,082,184	21,539	△122,294	△100,754	4,234	1,985,663
連結会計年度中の変動額								
国庫納付金	—	△2,499	△2,499	—	—	—	—	△2,499
当期純利益	—	52,608	52,608	—	—	—	—	52,608
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	△9,239	50,254	41,015	△667	40,348
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	50,108	50,108	△9,239	50,254	41,015	△667	90,457
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	860,006	2,132,292	12,300	△72,039	△59,739	3,567	2,076,121

平成20年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本			評価・換算差額等			少數株主持分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	860,006	2,132,292	12,300	△72,039	△59,739	3,567	2,076,121
連結会計年度中の変動額								
国庫納付金	—	△1,026	△1,026	—	—	—	—	△1,026
当期純損失（△）	—	△28,651	△28,651	—	—	—	—	△28,651
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	△13,595	569	△13,026	△478	△13,504
連結会計年度中の変動額合計（百万円）	—	△29,677	△29,677	△13,595	569	△13,026	△478	△43,182
平成20年9月30日残高（百万円）	1,272,286	830,329	2,102,615	△1,294	△71,470	△72,765	3,088	2,032,938

## ④連結キャッシュ・フロー計算書

		平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益（△は税金等調整前当期純損失）		51,835	△29,081
減価償却費		763	406
のれん償却額		91	—
持分法による投資損益（△は益）		△15,045	3,389
持分変動損益（△は益）		—	△461
貸倒引当金の増減（△）額		△34,797	44,656
投資損失引当金の増減額（△は減少）		27	621
賞与引当金の増減額（△は減少）		35	353
退職給付引当金の増減額（△は減少）		1,874	502
資金運用収益		△313,618	△141,788
資金調達費用		209,382	91,936
有価証券関係損益（△）		△416	△1,698
金銭の信託の運用損益（△は運用益）		15,656	6,430
為替差損益（△は益）		△0	11
固定資産処分損益（△は益）		△55	28
繰上弁済補償金		△12,648	—
貸出金の純増（△）減		619,356	206,245
債券の純増減（△）		485,518	217,685
借用金の純増減（△）		△945,389	△377,067
預け金の純増（△）減		△147,600	△32,600
買現先勘定の純増（△）減		86,903	△20,072
社債・株式・その他の証券の純増（△）減		△99,407	△8,711
資金運用による収入		316,487	143,011
資金調達による支出		△209,417	△91,142
その他		12,240	△5,893
小計		21,778	6,762
法人税等の支払額		△1,241	—
法人税等の還付額		—	658
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		20,536	7,421

		平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	注記番号	金額（百万円）	金額（百万円）
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△100,577	△105,315
有価証券の売却による収入		60,901	81,617
有価証券の償還による収入		20,000	10,000
金銭の信託の増加による支出		△8,781	△1,170
金銭の信託の減少による収入		6,324	2,477
有形固定資産の取得による支出		△773	△248
有形固定資産の売却による収入		120	2
無形固定資産の取得による支出		△1,373	△2,721
投資活動によるキャッシュ・フロー		△24,160	△15,358
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支払額		△1,320	△1,026
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,320	△1,026
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	△11
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△4,944	△8,976
VI 現金及び現金同等物の期首残高		36,250	31,306
VII 現金及び現金同等物の期末残高	※1	31,306	22,330

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社10社</p> <p>D B J 事業投資(株) D B J コーポレート投資事業組合 D B J 新産業創造投資事業組合 D B J 事業価値創造投資事業組合 D B J ストラクチャード投資事業組合 金融サービス育成投資事業組合 (有)D B J コーポレート・メザニン・パートナーズ D B J クレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 金融サービス育成投資事業組合については、当連結会計年度において新たに設立されたことに伴い、当連結会計年度より、連結子会社としております。</p>	<p>(1) 連結子会社10社</p> <p>D B J 事業投資(株) D B J コーポレート投資事業組合 D B J 新産業創造投資事業組合 D B J 事業価値創造投資事業組合 D B J ストラクチャード投資事業組合 金融サービス育成投資事業組合 (有)D B J コーポレート・メザニン・パートナーズ D B J クレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(2) 非連結子会社21社</p> <p>あすかD B J 投資事業有限責任組合 (有)G A D フィナンシャル・サービス U D S コーポレート・メザニン投資 事業有限責任組合 U D S コーポレート・メザニン2号 投資事業有限責任組合 U D S コーポレート・メザニン3号 投資事業有限責任組合 b h p 有限責任事業組合 D B J みらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社D B J 日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L.P. トランクサイエンス・マテリアル投 資事業有限責任組合 Bridgehead㈱ ㈱苦東 バイオテック・ヘルスケア一号投資 事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有 限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有 限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組 合 アント・D B J 投資事業有限責任組 合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L.P. Zenshin Capital Partners II, L.P.</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収 益、当期純損益（持分に見合う額）、 利益剰余金（持分に見合う額）及び繰 延ヘッジ損益（持分に見合う額）等か らみて、連結の範囲から除いても企業 集団の財政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲から除外し ております。</p>	<p>(2) 非連結子会社22社</p> <p>あすかD B J 投資事業有限責任組合 (有)G A D フィナンシャル・サービス U D S コーポレート・メザニン投資 事業有限責任組合 U D S コーポレート・メザニン2号 投資事業有限責任組合 U D S コーポレート・メザニン3号 投資事業有限責任組合 b h p 有限責任事業組合 D B J みらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社D B J 日本海投資 CITIC Japan Growth Partners, L.P. トランクサイエンス・マテリアル投 資事業有限責任組合 Bridgehead㈱ バイオテック・ヘルスケア一号投資 事業有限責任組合 アイティーファーム一号投資事業有 限責任組合 アイティーファーム二号投資事業有 限責任組合 マイルストーン投資事業有限責任組 合 アント・D B J 投資事業有限責任組 合 International Financial Solutions Group, Ltd. Zenshin Capital Management II, L.P. Zenshin Capital Partners II, L.P. ラオックス投資事業有限責任組合 DBJ Singapore Limited</p> <p>(連結の範囲から除いた理由)</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収 益、中間純損益（持分に見合う額）、 利益剰余金（持分に見合う額）及び繰 延ヘッジ損益（持分に見合う額）等か らみて、連結の範囲から除いても企業 集団の財政状態及び経営成績に関する 合理的な判断を妨げない程度に重要性 が乏しいため、連結の範囲から除外し ております。</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>(有)ADS グローバルパートナーズ、 ㈱サンセー・インターナショナル・ テクノロジー、WISE PARTNERS(㈱、 ㈱ダイフレックスHD、㈱ハイドロ デバイス、いすゞパートナーズ投資 事業有限責任組合</p> <p>(子会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として、投 資育成目的のため出資したものである こと、あるいは管理業務に準ずる業務 を行うため無限責任組合員の地位を有 するものであり、出資先の支配を目的と するものではないためであります。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>(有)ADS グローバルパートナーズ、 ㈱サンセー・インターナショナル・ テクノロジー、WISE PARTNERS(㈱、 ㈱ダイフレックスHD、㈱ハイドロ デバイス</p> <p>(子会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として、投 資育成目的のため出資したものであ り、出資先の支配を目的とするもので はないためであります。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1 社 イーベンク銀行(㈱) イーベンク銀行(㈱)については、当行 及び子会社が同社株式を取得したた め、当連結会計年度より持分法の適用 範囲に含めております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 1 社 イーベンク銀行(㈱)</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社21社</p> <p>あすかD B J 投資事業有限責任組合 (有)G A D フィナンシャル・サービス</p> <p>U D S コーポレート・メザニン投資事業有限責任組合</p> <p>U D S コーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合</p> <p>U D S コーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合</p> <p>b h p 有限責任事業組合</p> <p>D B J みらい創造投資(有)</p> <p>合同会社DBJ WBS FUNDING</p> <p>合同会社D B J 日本海投資</p> <p>CITIC Japan Growth Partners, L.P.</p> <p>トランクサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合</p> <p>Bridgehead(株) 株苦東</p> <p>バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合</p> <p>アイティーファーム一号投資事業有限責任組合</p> <p>アイティーファーム二号投資事業有限責任組合</p> <p>マイルストーン投資事業有限責任組合</p> <p>アント・D B J 投資事業有限責任組合</p> <p>International Financial Solutions Group, Ltd.</p> <p>Zenshin Capital Management II, L.P.</p> <p>Zenshin Capital Partners II, L.P.</p>	<p>(3) 持分法非適用の非連結子会社22社</p> <p>あすかD B J 投資事業有限責任組合 (有)G A D フィナンシャル・サービス</p> <p>U D S コーポレート・メザニン投資事業有限責任組合</p> <p>U D S コーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合</p> <p>U D S コーポレート・メザニン3号投資事業有限責任組合</p> <p>b h p 有限責任事業組合</p> <p>D B J みらい創造投資(有)</p> <p>合同会社DBJ WBS FUNDING</p> <p>合同会社D B J 日本海投資</p> <p>CITIC Japan Growth Partners, L.P.</p> <p>トランクサイエンス・マテリアル投資事業有限責任組合</p> <p>Bridgehead(株) バイオテック・ヘルスケア一号投資事業有限責任組合</p> <p>アイティーファーム一号投資事業有限責任組合</p> <p>アイティーファーム二号投資事業有限責任組合</p> <p>マイルストーン投資事業有限責任組合</p> <p>アント・D B J 投資事業有限責任組合</p> <p>International Financial Solutions Group, Ltd.</p> <p>Zenshin Capital Management II, L.P.</p> <p>Zenshin Capital Partners II, L.P.</p> <p>ラオックス投資事業有限責任組合</p> <p>DBJ Singapore Limited</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(4) 持分法非適用の関連会社100社 主要な会社名 イノベーションカーブアウトファン ド一号投資事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティ ブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関 連会社は、当期純損益（持分に見合う 額）、利益剰余金（持分に見合う額） 及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う 額）等からみて、持分法の対象から除 いても連結財務諸表に重要な影響を与 えないため、持分法の対象から除いて おります。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以 上、100分の50以下を自己の計算に おいて所有しているにもかかわらず 当該他の会社を関連会社としなかつ た当該他の会社等の名称 グローバルインシュアランス㈱、㈱ ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、 鳴海製陶㈱、㈱メディクリード、㈱ グリーンパワー・インベストメン ト、㈱ロコモジエン、㈱アドバンジ エン、General Enterprise Management Services Limited、㈱ VaxivaBiosciences、㈱アンクス</p> <p>(関連会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として投資 育成目的のため出資したものであり、 営業、人事、資金その他の取引を通じ て出資先を傘下にいれる目的とするも のではないためであります。</p>	<p>(4) 持分法非適用の関連会社108社 主要な会社名 都市再生プライベートファンド投資 事業有限責任組合 合同会社ニュー・パースペクティ ブ・ワン 持分法非適用の非連結子会社及び関 連会社は、中間純損益（持分に見合う 額）、利益剰余金（持分に見合う額） 及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う 額）等からみて、持分法の対象から除 いても連結財務諸表に重要な影響を与 えないため、持分法の対象から除いて おります。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以 上、100分の50以下を自己の計算に おいて所有しているにもかかわらず 当該他の会社を関連会社としなかつ た当該他の会社等の名称 グローバルインシュアランス㈱、㈱ ゴードン・ブラザーズ・ジャパン、 鳴海製陶㈱、㈱メディクリード、㈱ グリーンパワー・インベストメン ト、㈱ロコモジエン、㈱アドバンジ エン、General Enterprise Management Services Limited、㈱ VaxivaBiosciences、㈱アンクス、 旭ファイバーグラス㈱、㈱ライコ メディクス、Takumi Technology Corporation</p> <p>(関連会社としなかった理由) 当行資金供給業務の一環として投資 育成目的のため出資したものであり、 営業、人事、資金その他の取引を通じ て出資先を傘下にいれる目的とするも のではないためであります。</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 1社 3月末日 9社</p> <p>子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。なお、(有)D B J コーポレート・メザニン・パートナーズについては、当連結会計年度より決算日を12月31日に変更しております。</p>	<p>連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 1社 9月末日 9社</p> <p>連結決算日と上記中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1) (イ)と同じ方法により行っております。</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 同左</p> <p>(ロ) 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年</p> <p>動産：3年～20年</p> <p>② 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <hr/> <p>(4) 繰延資産の処理方法</p> <p>債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。</p>	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年</p> <p>その他：3年～20年</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>(4) 繰延資産の処理方法</p> <p>同左</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しております。その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,170百万円であります。</p> <p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しております。その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,887百万円であります。</p> <p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同左</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p> <p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法            ① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。            ② ヘッジ手段とヘッジ対象            a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借用金及び貸出金            b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券            ③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理</p> <p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法            ① ヘッジ会計の方法 同左            ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左            ③ ヘッジ方針 同左</p>

	平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は170百万円、「無形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は254百万円増加しております。また、これにより連結損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>(連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他」に含めて表示しておりました「預け金の純増（△）減」（前連結会計年度 △3,700百万円）及び「社債・株式・その他の証券の純増（△）減」（前連結会計年度 △40,038百万円）については、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、「社債・株式・その他の証券の純増（△）減」には、社債・株式・その他の証券に係るその他有価証券評価差額金の純増減等を含めて表示しております。</p>	――――――

注記事項

(連結貸借対照表関係)

平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式17,594百万円及び出資金40,912百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは136,925百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,329百万円、延滞債権額は57,429百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は26百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,988百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,774百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式13,635百万円及び出資金46,739百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは156,998百万円であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は688百万円、延滞債権額は84,729百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,020百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,462百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券123,155百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は484百万円であります。	※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,471百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は465百万円であります。
※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、327,665百万円であります。 このうち、1年以内に融資予定のものは153,869百万円であります。	※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、274,879百万円であります。 このうち、1年以内に融資予定のものは100,675百万円であります。
※9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,858百万円	※9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,021百万円
※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。	※10. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,280百万円であります。
※11. 従来、支払承諾として計上していたクレジットデリバティブは、時価の合理性が確認できたことから、当連結会計年度より当該評価額により時価評価しております。	※11.

(連結損益計算書関係)

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配13,569百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配11,800百万円を含んでおります。
※2. その他経常費用には、貸出金償却7,913百万円、貸出債権の売却に係る損失198百万円、株式等償却723百万円、投資損失引当金繰入額1,392百万円、持分法による投資損失15,045百万円及び金融派生商品費用8,602百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額45,398百万円及び株式等償却10,441百万円を含んでおります。
※3. 従来、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全額取り崩したものであります。	※3.

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 平成19年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1) 国庫納付金支払額

2,499百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	国庫納付金（百万円）	基準日	納付日
平成20年5月14日 決算役員会	1,026	平成20年3月31日	平成20年5月30日

II 平成20年度（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

(1) 国庫納付金支払額

1,026百万円

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの

該当ありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																		
<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <table> <tr> <td>平成20年3月31日現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>182,916</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金等</td> <td>△151,600</td> </tr> <tr> <td>財務代理人への信託金</td> <td>△10</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>31,306</td> </tr> </table>	平成20年3月31日現在		現金預け金勘定	182,916	定期性預け金等	△151,600	財務代理人への信託金	△10	現金及び現金同等物	31,306	<p>※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に 掲記されている科目の金額との関係</p> <p>(単位：百万円)</p> <table> <tr> <td>平成20年9月30日現在</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>206,530</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金等</td> <td>△184,200</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>22,330</td> </tr> </table>	平成20年9月30日現在		現金預け金勘定	206,530	定期性預け金等	△184,200	現金及び現金同等物	22,330
平成20年3月31日現在																			
現金預け金勘定	182,916																		
定期性預け金等	△151,600																		
財務代理人への信託金	△10																		
現金及び現金同等物	31,306																		
平成20年9月30日現在																			
現金預け金勘定	206,530																		
定期性預け金等	△184,200																		
現金及び現金同等物	22,330																		

## (リース取引関係)

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																																																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>取得価額相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>1,111百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>484百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,596百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>減価償却累計額相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>479百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>181百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>661百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>減損損失累計額相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>年度末残高相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動産</td> <td>631百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>934百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>304百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>634百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>939百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース資産減損勘定年度末残高</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>－百万円</th> <th></th> </tr> </thead> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>支払リース料</th> <th>292百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース資産減損勘定取崩額</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>282百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>－百万円</td> </tr> </tbody> </table>	取得価額相当額		動産	1,111百万円	その他	484百万円	合計	1,596百万円	減価償却累計額相当額		動産	479百万円	その他	181百万円	合計	661百万円	減損損失累計額相当額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	年度末残高相当額		動産	631百万円	その他	302百万円	合計	934百万円	1年内	304百万円	1年超	634百万円	合計	939百万円	－百万円		支払リース料	292百万円	リース資産減損勘定取崩額	－百万円	減価償却費相当額	282百万円	支払利息相当額	9百万円	減損損失	－百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース資産の内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 有形固定資産 主として、情報関連機器及び事務機器であります。</li> <li>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。</li> </ul> </li> <li>② リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</li> </ul> <p>(2) 通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>取得価額相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>848百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>467百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,316百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>減価償却累計額相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>327百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>212百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>540百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>減損損失累計額相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>一百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table> <thead> <tr> <th>年度末残高相当額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>521百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>254百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>775百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>1年内</th> <th>265百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年超</td> <td>517百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>782百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース資産減損勘定年度末残高</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>－百万円</th> <th></th> </tr> </thead> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</li> </ul> <table> <thead> <tr> <th>支払リース料</th> <th>181百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リース資産減損勘定取崩額</td> <td>－百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>174百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>－百万円</td> </tr> </tbody> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	848百万円	無形固定資産	467百万円	合計	1,316百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	327百万円	無形固定資産	212百万円	合計	540百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	一百万円	無形固定資産	一百万円	合計	一百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	521百万円	無形固定資産	254百万円	合計	775百万円	1年内	265百万円	1年超	517百万円	合計	782百万円	－百万円		支払リース料	181百万円	リース資産減損勘定取崩額	－百万円	減価償却費相当額	174百万円	支払利息相当額	8百万円	減損損失	－百万円
取得価額相当額																																																																																																					
動産	1,111百万円																																																																																																				
その他	484百万円																																																																																																				
合計	1,596百万円																																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																																					
動産	479百万円																																																																																																				
その他	181百万円																																																																																																				
合計	661百万円																																																																																																				
減損損失累計額相当額																																																																																																					
動産	一百万円																																																																																																				
その他	一百万円																																																																																																				
合計	一百万円																																																																																																				
年度末残高相当額																																																																																																					
動産	631百万円																																																																																																				
その他	302百万円																																																																																																				
合計	934百万円																																																																																																				
1年内	304百万円																																																																																																				
1年超	634百万円																																																																																																				
合計	939百万円																																																																																																				
－百万円																																																																																																					
支払リース料	292百万円																																																																																																				
リース資産減損勘定取崩額	－百万円																																																																																																				
減価償却費相当額	282百万円																																																																																																				
支払利息相当額	9百万円																																																																																																				
減損損失	－百万円																																																																																																				
取得価額相当額																																																																																																					
有形固定資産	848百万円																																																																																																				
無形固定資産	467百万円																																																																																																				
合計	1,316百万円																																																																																																				
減価償却累計額相当額																																																																																																					
有形固定資産	327百万円																																																																																																				
無形固定資産	212百万円																																																																																																				
合計	540百万円																																																																																																				
減損損失累計額相当額																																																																																																					
有形固定資産	一百万円																																																																																																				
無形固定資産	一百万円																																																																																																				
合計	一百万円																																																																																																				
年度末残高相当額																																																																																																					
有形固定資産	521百万円																																																																																																				
無形固定資産	254百万円																																																																																																				
合計	775百万円																																																																																																				
1年内	265百万円																																																																																																				
1年超	517百万円																																																																																																				
合計	782百万円																																																																																																				
－百万円																																																																																																					
支払リース料	181百万円																																																																																																				
リース資産減損勘定取崩額	－百万円																																																																																																				
減価償却費相当額	174百万円																																																																																																				
支払利息相当額	8百万円																																																																																																				
減損損失	－百万円																																																																																																				

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>												
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td><td>一千万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>一千万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>一千万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年内	一千万円	1年超	一千万円	合計	一千万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td><td>182百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>242百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>425百万円</td></tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p>	1年内	182百万円	1年超	242百万円	合計	425百万円
1年内	一千万円												
1年超	一千万円												
合計	一千万円												
1年内	182百万円												
1年超	242百万円												
合計	425百万円												

#### (有価証券関係)

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。  
 ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

#### I 平成19年度

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）  
該当ありません。

#### 2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	46,501	46,663	162	522	360
その他	—	—	—	—	—
合計	46,501	46,663	162	522	360

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	34,617	41,355	6,738	13,412	6,674
債券	162,181	164,639	2,457	2,881	423
国債	140,661	143,530	2,869	2,881	11
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	16,000	15,834	△165	—	165
社債	5,520	5,274	△245	—	245
その他	5,852	5,943	91	191	100
合計	202,651	211,938	9,287	16,485	7,197

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、3,570百万円（うち、株式149百万円、債券2,480百万円、その他940百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	307	105	3,049

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	35,246
その他有価証券	
非上場株式	142,038
非上場社債	0
譲渡性預金	149,000
その他	113,392

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年3月31日現在)

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	36,240	129,873	76,519	3,754
国債	20,089	71,182	52,259	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	15,834	—	—	—
社債	317	58,691	24,260	3,754
その他	149,000	—	125	—
合計	185,240	129,873	76,645	3,754

II 平成20年度

1. 売買目的有価証券（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	46,530	46,377	△153	283	437
その他	—	—	—	—	—
合計	46,530	46,377	△153	283	437

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	35,894	35,505	△389	8,575	8,964
債券	176,540	176,311	△228	128	357
国債	155,890	155,949	58	127	69
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	20,649	20,362	△287	0	288
その他	2,400	1,600	△800	—	800
合計	214,834	213,417	△1,417	8,704	10,121

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、8,159百万円（うち、株式5,789百万円、債券2,370百万円）であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得価格に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。
4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	90,164	6,061	43

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額（百万円）
満期保有目的の債券	
非上場社債	45,972
その他有価証券	
非上場株式	128,725
非上場社債	0
譲渡性預金	181,300
その他	63,022

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(平成20年9月30日現在)

	1年以内（百万円）	1年超5年以内（百万円）	5年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
債券	87,413	155,495	22,118	3,787
国債	69,980	85,968	—	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	17,433	69,527	22,118	3,787
その他	181,300	—	—	—
合計	268,713	155,495	22,118	3,787

(金銭の信託関係)

I 平成19年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	74,417	74,454	410	674	263

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II 平成20年度

1. 運用目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	14	△0

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	65,612	65,138	△474	181	652

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 平成19年度

○その他有価証券評価差額金（平成20年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	12,831
その他有価証券	13,095
その他の金銭の信託	△263
(+) 繰延税金資産（又は(△) 繰延税金負債）	△105
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	12,726
(△) 少数株主持分相当額	11
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△436
その他有価証券評価差額金	12,300

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

II 平成20年度

○その他有価証券評価差額金（平成20年9月30日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△1,676
その他有価証券	△1,020
その他の金銭の信託	△656
(△) 繰延税金負債	67
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△1,743
(+) 少数株主持分相当額	20
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	428
その他有価証券評価差額金	△1,294

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

### I 平成19年度

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

##### (2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

##### (3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

###### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

###### a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借用金及び貸出金

###### b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

###### ③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

###### ④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

##### (4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

##### (5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

##### (6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,285,344	2,155,344	36,658	36,658
	受取変動・支払固定	2,285,303	2,155,303	△36,755	△36,755
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△96	△96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	15,337	—	402	402
	買建	100	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	402	402

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

## (4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

## (5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	1,107,506	1,107,506	△15,705	△15,705
	買建	602,416	602,416	868	868
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△14,836	△14,836

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## II 平成20年度

### 1. 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

#### (2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

#### (3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクの回避または顧客の資金運用の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段を提供する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

###### a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借用金及び貸出金

###### b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

##### ③ ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

##### ④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

#### (4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

#### (5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

#### (6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,510,410	2,410,410	9,997	9,997
	受取変動・支払固定	2,508,469	2,408,469	△9,989	△9,989
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他		—	—	—	—
売建		—	—	—	—
買建		—	—	—	—
合計		—	—	7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	5,415	—	282	282
	為替予約				
	売建	25,488	—	453	453
	買建	5,358	—	37	37
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	773	773

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

## (4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

## (5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

## (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	1,081,765	656,575	△16,924	△16,924
	買建	583,295	159,605	615	615
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	合計	—	—	△16,308	△16,308

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)		平成20年度 (平成20年9月30日)	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
退職給付債務 (A)		△45,019		△45,018
年金資産 (B)		13,586		13,082
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)		△31,432		△31,935
会計基準変更時差異の未処理額 (D)		—		—
未認識数理計算上の差異 (E)		—		—
未認識過去勤務債務 (F)		—		—
連結貸借対照表計上額純額 (G) = (C) + (D) + (E) + (F)		△31,432		△31,935
前払年金費用 (H)		—		—
退職給付引当金 (G) - (H)		△31,432		△31,935

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	1,389	694
利息費用	887	449
期待運用収益	△74	△33
過去勤務債務の費用処理額	—	—
数理計算上の差異の費用処理額	1,841	832
会計基準変更時差異の費用処理額	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)	—	—
退職給付費用	4,043	1,942

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	平成19年度 (平成20年3月31日)	平成20年度 (平成20年9月30日)
(1) 割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	0.5%	0.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	同左

(税効果会計関係)

平成19年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	平成20年度 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金 541 百万円	税務上の繰越欠損金 1,384 百万円
未払事業税 0	未払事業税 20
投資損失引当金否認 270	投資損失引当金否認 71
有価証券評価損 604	有価証券評価損 1,058
その他 3	減損損失等否認 11,388
繰延税金資産小計 1,420	その他 365
評価性引当額 △1,420	繰延税金資産小計 14,288
繰延税金資産合計 0	評価性引当額 △14,287
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 △105	その他有価証券評価差額金 △66
その他 △17	繰延税金負債合計 △66
繰延税金負債合計 △122	繰延税金資産(負債)の純額 △66 百万円
繰延税金資産(負債)の純額 △122 百万円	△66 百万円

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

平成19年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び平成20年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

平成19年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び平成20年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

平成19年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）及び平成20年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

I 平成19年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

II 平成20年度（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。

(重要な後発事象)

日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。）附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で株式会社日本政策投資銀行に、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資しております、それにより取得した株式を当行への出資者である政府に無償譲渡しています。

また、政投銀法附則第15条の規定に基づき、政投銀は株式会社日本政策投資銀行の成立の時において解散しております、その一切の権利及び義務は、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、株式会社日本政策投資銀行が承継しています。

⑤連結附属明細表

債券明細表

会社名	銘柄	発行年月日	平成19年度末残高 (百万円)	平成20年度末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
当行	1回～23回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日 ～ 平成20年8月20日	802,282	882,095	0.80～2.20	一般担保	平成22年8月25日 ～ 平成35年6月19日	
	67次政府保 証債(外国 債)	平成10年9月4日	25,083	25,081	1.81	一般担保	平成40年9月4日	(注) 1
	1次～14次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日 ～ 平成19年11月26日	1,035,616 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1,035,742 (2,350,000千\$) (1,450,000千EUR)	1.05～6.875	一般担保	平成22年6月21日 ～ 平成39年11月26日	
	204回～211 回政府引受 債	平成10年5月25日 ～ 平成10年12月21日	39,550 [39,550]	13,169 [13,169]	1.10～1.90	一般担保	平成20年5月23日 ～ 平成20年12月19日	(注) 2
	5,7回～52 回財投機関 債(国内 債)	平成14年10月24日 ～ 平成20年8月15日	1,204,692 [129,997]	1,364,662 [99,995]	0.40～2.74	一般担保	平成20年9月22日 ～ 平成59年3月20日	
	1次財投機 関債(外国 債)	平成19年6月20日	49,937	49,945	1.65	一般担保	平成24年6月20日	
	米ドル建普 通社債	平成20年9月18日	—	2,153 (20,000千\$)	3.142	一般担保	平成22年9月17日	(注) 3
	ユーロ円建 普通社債	平成20年9月18日	—	2,000	2.032	一般担保	平成35年9月19日	(注) 4
合計	—	—	3,157,163	3,374,848	—	—	—	—

- (注) 1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。  
 2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府引受債であります。  
 3. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行した米ドル建普通社債であります。  
 4. ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建普通社債であります。  
 5. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。  
 6. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の〔 〕書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
 7. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	113,165	292,052	464,510	383,692	299,950

借入金等明細表

区分	平成19年度末残高 (百万円)	平成20年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	6,978,546	6,601,478	1.72	—
借入金	6,978,546	6,601,478	1.72	平成20年11月～平成40年5月
1年以内に返済予定 のリース債務	—	80	1.60	平成21年4月～平成21年9月
リース債務(1年以 内に返済予定のもの を除く。)	—	173	1.65	平成22年4月～平成25年8月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
 2. 借入金の連結決算日後5年内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,012,322	901,709	796,013	698,469	845,577

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

日本政策投資銀行  
総裁室 伏 稔 殿

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小暮 和敏 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月22日

株式会社 日本政策投資銀行  
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている日本政策投資銀行の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本政策投資銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、日本政策投資銀行は平成20年10月1日に解散し、同日成立した株式会社日本政策投資銀行に国が承継する資産を除きその一切の権利及び義務を承継した。

日本政策投資銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

## 2 財務諸表等

## (1) 財務諸表

## ①貸借対照表

区分	注記番号	第9期 (平成20年3月31日)		第10期 (平成20年9月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	11, 512, 906	91. 92	11, 294, 661	91. 91
証書貸付		11, 512, 906		11, 294, 661	
有価証券	※1, 2, 7, 11	532, 137	4. 25	532, 157	4. 33
国債		143, 530		155, 949	
社債		87, 022		96, 936	
株式		185, 767		169, 934	
その他の証券		115, 816		109, 337	
金銭の信託		25, 720	0. 21	24, 744	0. 20
買現先勘定		136, 925	1. 09	156, 998	1. 28
現金預け金		161, 741	1. 29	197, 567	1. 61
現金		1		1	
預け金		161, 739		197, 566	
その他資産	※ 7	64, 894	0. 52	56, 703	0. 46
前払費用		135		142	
未収収益		42, 766		41, 509	
金融派生商品		20, 510		13, 859	
その他の資産		1, 481		1, 192	
有形固定資産	※ 9	35, 709	0. 28	35, 723	0. 29
建物		15, 075		14, 888	
土地		20, 340		20, 340	
その他の有形固定資産		293		494	
無形固定資産		1, 371	0. 01	4, 215	0. 03
権利金		0		0	
その他の無形固定資産		1, 371		4, 215	
支払承諾見返	※12	172, 833	1. 38	148, 067	1. 21
貸倒引当金		△112, 030	△0. 89	△156, 580	△1. 27
投資損失引当金		△7, 329	△0. 06	△5, 751	△0. 05
資産の部合計		12, 524, 880	100. 00	12, 288, 508	100. 00

		第9期 (平成20年3月31日)			第10期 (平成20年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
(負債の部)						
債券		3,157,163	25.21	3,374,848	27.46	
債券発行高		3,157,163		3,374,848		
借用金		6,932,546	55.35	6,555,478	53.35	
借入金		6,932,546		6,555,478		
その他負債		155,075	1.24	144,062	1.17	
未払費用		33,346		34,236		
前受収益		997		911		
従業員預り金		199		159		
金融派生商品		115,499		107,659		
その他の負債		5,032		1,095		
賞与引当金		1,653	0.01	2,006	0.02	
退職給付引当金		31,432	0.25	31,935	0.26	
支払承諾	※12	172,833	1.38	148,067	1.20	
負債の部合計		10,450,705	83.44	10,256,399	83.46	
(純資産の部)						
資本金		1,272,286	10.16	1,272,286	10.35	
利益剰余金		861,584	6.88	832,868	6.78	
その他利益剰余金		861,584		832,868		
準備金	※10	1,113,186		1,147,916		
繰越利益剰余金		△251,601		△315,048		
株主資本合計		2,133,870	17.04	2,105,154	17.13	
その他有価証券評価差額金		13,084	0.10	△995	△0.01	
繰延ヘッジ損益		△72,780	△0.58	△72,050	△0.58	
評価・換算差額等合計		△59,695	△0.48	△73,045	△0.59	
純資産の部合計		2,074,175	16.56	2,032,108	16.54	
負債及び純資産の部合計		12,524,880	100.00	12,288,508	100.00	

## ②損益計算書

		第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益	※1	335,891	100.00	163,063	100.00
資金運用収益		314,084		140,833	
貸出金利息		307,725		136,340	
有価証券利息配当金		3,815		3,291	
買現先利息		1,577		570	
預け金利息		961		629	
その他の受入利息		3		2	
役務取引等収益		4,836		2,981	
その他の役務収益		4,836		2,981	
その他業務収益		589		1,698	
外国為替売買益		166		—	
その他の業務収益		422		1,698	
その他経常収益		16,381		17,550	
株式等売却益		66		4,328	
金銭の信託運用益		1,281		976	
その他の経常収益		15,033		12,244	
経常費用		320,878	95.53	192,526	118.07
資金調達費用		208,866		91,719	
債券利息		45,130		27,200	
借用金利息		148,446		59,547	
金利スワップ支払利息		15,273		4,964	
その他の支払利息		15		7	
役務取引等費用		23		5	
支払為替手数料		6		3	
その他の役務費用		17		2	

		第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記番号	金額（百万円）	百分比（%）	金額（百万円）	百分比（%）
その他業務費用		18,811		6,704	
債券発行費		1,827		808	
外国為替売買損		—		775	
国債等債券売却損		6		—	
国債等債券償却		2,480		4,370	
金融派生商品費用		14,167		548	
その他の業務費用		329		201	
営業経費		29,316		16,206	
その他経常費用		63,861		77,889	
貸倒引当金繰入額		—		45,290	
投資損失引当金繰入額		5,820		3,396	
貸出金償却		7,913		3,683	
株式等売却損		85		—	
株式等償却		31,200		18,092	
金銭の信託運用損		383		6	
その他の経常費用	※2	18,456		7,420	
経常利益（△は経常損失）		15,012	4.47	△29,462	△18.07
特別利益		38,922	11.58	1,799	1.10
固定資産処分益		68		0	
償却債権取立益		1,982		1,798	
貸倒引当金戻入益		24,221		—	
繰上弁済補償金	※3	12,648		—	
特別損失		13	0.00	26	0.01
固定資産処分損		13		26	
当期純利益（△は当期純損失）		53,921	16.05	△27,689	△16.98

③株主資本等変動計算書

第9期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

資本金	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
平成19年3月31日残高（百万円）	1,272,286	1,076,594	△266,430	810,163	2,082,449	21,493	△122,367	△100,873	1,981,575
事業年度中の変動額									
準備金の積立	—	36,592	△36,592	—	—	—	—	—	—
国庫納付金	—	—	△2,499	△2,499	△2,499	—	—	—	△2,499
当期純利益	—	—	53,921	53,921	53,921	—	—	—	53,921
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	△8,408	49,586	41,177	41,177
事業年度中の変動額合計（百万円）	—	36,592	14,829	51,421	51,421	△8,408	49,586	41,177	92,599
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	1,113,186	△251,601	861,584	2,133,870	13,084	△72,780	△59,695	2,074,175

第10期（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

資本金	株主資本				評価・換算差額等			純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
平成20年3月31日残高（百万円）	1,272,286	1,113,186	△251,601	861,584	2,133,870	13,084	△72,780	△59,695	2,074,175
事業年度中の変動額									
準備金の積立	—	34,729	△34,729	—	—	—	—	—	—
国庫納付金	—	—	△1,026	△1,026	△1,026	—	—	—	△1,026
当期純損失（△）	—	—	△27,689	△27,689	△27,689	—	—	—	△27,689
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	△14,080	730	△13,349	△13,349
事業年度中の変動額合計（百万円）	—	34,729	△63,446	△28,716	△28,716	△14,080	730	△13,349	△42,066
平成20年9月30日残高（百万円）	1,272,286	1,147,916	△315,048	832,868	2,105,154	△995	△72,050	△73,045	2,032,108

重要な会計方針

		第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。また、一部の投資事業組合への出資金については、組合の中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、中間財務諸表項目を当行の出資持分割合に応じて計上しております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。</p>	(1) 同左	(2) 同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 動産：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：22年～50年 その他：3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く）</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>(3) リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は52,170百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。</p>	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は50,887百万円であります。</p> <p>(2) 投資損失引当金</p> <p>同左</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理</p>

	第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借用金及び貸出金</li> <li>b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券</li> </ul> <p>③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は170百万円、「無形固定資産」中のリース資産は123百万円、「その他負債」中のリース債務は254百万円増加しております。また、これにより損益計算書に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成20年3月31日)	第10期 (平成20年9月30日)
※1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 86,808百万円	※1. 関係会社の株式（及び出資額）総額 77,584百万円
※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは136,925百万円であります。	※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは156,998百万円であります。
※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,329百万円、延滞債権額は57,429百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は688百万円、延滞債権額は84,729百万円であります。  なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

第9期 (平成20年3月31日)	第10期 (平成20年9月30日)
※4. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は26百万円であります。 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	※4. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は60,988百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。	※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,020百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は119,774百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は158,462百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券123,155百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は441百万円であります。	※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,471百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は429百万円であります。
※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、268,665百万円であります。このうち、1年内に融資予定のものは153,869百万円であります。	※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、219,879百万円であります。このうち、1年内に融資予定のものは100,675百万円であります。
※9. 有形固定資産の減価償却累計額 20,845百万円	※9. 有形固定資産の減価償却累計額 21,008百万円
※10. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法（平成11年法律第73号）第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。	※10. 同左
※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。	※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,280百万円であります。
※12. 従来、支払承諾として計上していたクレジットデリバティブは、時価の合理性が確認できたことから、当連結会計年度より当該評価額により時価評価しております。	※12.

(損益計算書関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
※1. その他経常収益には、投資事業組合の利益分配 13,427百万円を含んでおります。	※1. その他の経常収益には、投資事業組合の利益分配 11,769百万円を含んでおります。
※2. その他経常費用には、金融派生商品費用8,602百万 円を含んでおります。	※2.
※3. 従来、繰延計上してきた繰上弁済に伴う補償金を全 額取り崩したものであります。	※3.

(株主資本等変動計算書関係)

該当ありません。

## (リース取引関係)

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)																																																																																
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td style="padding-right: 20px;">取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>動産</td><td>1,098百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>480百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,579百万円</td></tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>動産</td><td>474百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>179百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>654百万円</td></tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>動産</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>動産</td><td>623百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>301百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>925百万円</td></tr> <tr> <td>・未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年内</td><td>301百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>629百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>930百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		動産	1,098百万円	その他	480百万円	合計	1,579百万円	減価償却累計額相当額		動産	474百万円	その他	179百万円	合計	654百万円	減損損失累計額相当額		動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	期末残高相当額		動産	623百万円	その他	301百万円	合計	925百万円	・未経過リース料期末残高相当額		1年内	301百万円	1年超	629百万円	合計	930百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース資産の内容</li> </ul> <p>(ア) 有形固定資産</p> <p>主として、情報関連機器及び事務機器であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産</p> <p>ソフトウェアであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② リース資産の減価償却の方法</li> </ul> <p>財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の貸貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td style="padding-right: 20px;">取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>838百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>467百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,306百万円</td></tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">減価償却累計額相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>323百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>212百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>536百万円</td></tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">減損損失累計額相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>一百万円</td></tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>有形固定資産</td><td>514百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>254百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>769百万円</td></tr> <tr> <td>・未経過リース料期末残高相当額</td><td></td></tr> <tr> <td>1年内</td><td>263百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>512百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>776百万円</td></tr> </table>	取得価額相当額		有形固定資産	838百万円	無形固定資産	467百万円	合計	1,306百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	323百万円	無形固定資産	212百万円	合計	536百万円	減損損失累計額相当額		有形固定資産	一百万円	無形固定資産	一百万円	合計	一百万円	期末残高相当額		有形固定資産	514百万円	無形固定資産	254百万円	合計	769百万円	・未経過リース料期末残高相当額		1年内	263百万円	1年超	512百万円	合計	776百万円
取得価額相当額																																																																																	
動産	1,098百万円																																																																																
その他	480百万円																																																																																
合計	1,579百万円																																																																																
減価償却累計額相当額																																																																																	
動産	474百万円																																																																																
その他	179百万円																																																																																
合計	654百万円																																																																																
減損損失累計額相当額																																																																																	
動産	一百万円																																																																																
その他	一百万円																																																																																
合計	一百万円																																																																																
期末残高相当額																																																																																	
動産	623百万円																																																																																
その他	301百万円																																																																																
合計	925百万円																																																																																
・未経過リース料期末残高相当額																																																																																	
1年内	301百万円																																																																																
1年超	629百万円																																																																																
合計	930百万円																																																																																
取得価額相当額																																																																																	
有形固定資産	838百万円																																																																																
無形固定資産	467百万円																																																																																
合計	1,306百万円																																																																																
減価償却累計額相当額																																																																																	
有形固定資産	323百万円																																																																																
無形固定資産	212百万円																																																																																
合計	536百万円																																																																																
減損損失累計額相当額																																																																																	
有形固定資産	一百万円																																																																																
無形固定資産	一百万円																																																																																
合計	一百万円																																																																																
期末残高相当額																																																																																	
有形固定資産	514百万円																																																																																
無形固定資産	254百万円																																																																																
合計	769百万円																																																																																
・未経過リース料期末残高相当額																																																																																	
1年内	263百万円																																																																																
1年超	512百万円																																																																																
合計	776百万円																																																																																

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
・リース資産減損勘定の期末残高  －百万円	・リース資産減損勘定の期末残高  －百万円
・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  支払リース料 289百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 279百万円 支払利息相当額 9百万円 減損損失 一百万円	・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  支払リース料 179百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 172百万円 支払利息相当額 7百万円 減損損失 一百万円
・減価償却費相当額の算定方法  リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法  リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
・利息相当額の算定方法  リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法  リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引  ・未経過リース料  1年内 一百万円 1年超 一百万円 合計 一百万円  (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	2. オペレーティング・リース取引  ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料  1年内 182百万円 1年超 242百万円 合計 425百万円  (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 第9期（平成20年3月31日現在）

該当ありません。

II 第10期（平成20年9月30日現在）

該当ありません。

(重要な後発事象)

日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下「政投銀法」という。）附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で株式会社日本政策投資銀行に、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資しており、それにより取得した株式を当行への出資者である政府に無償譲渡しています。

また、政投銀法附則第15条の規定に基づき、政投銀は株式会社日本政策投資銀行の成立の時において解散しており、その一切の権利及び義務は、政投銀法附則第15条の規定により国が承継する資産を除き、株式会社日本政策投資銀行が承継しています。

④附属明細表

第10期（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	34,375	19,486	342	14,888
土地	—	—	—	20,340	—	—	20,340
その他の有形固定資産	—	—	—	2,016	1,521	57	494
有形固定資産計	—	—	—	56,731	21,008	399	35,723
無形固定資産							
権利金	—	—	—	0	0	0	0
その他の無形固定資産	—	—	—	4,220	4	4	4,215
無形固定資産計	—	—	—	4,220	5	4	4,215

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	112,030	132,094	782	86,762	156,580
一般貸倒引当金	86,762	111,563	—	86,762	111,563
個別貸倒引当金	25,268	20,531	782	—	45,017
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	7,329	3,396	4,974	—	5,751
賞与引当金	1,653	2,006	1,653	—	2,006
計	121,013	137,496	7,409	86,762	164,338

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額は次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

(2) 主な資産及び負債の内容

第10期末（平成20年9月30日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金 日本銀行への預け金1,729百万円、他の銀行への預け金195,837百万円であります。  
その他の証券 投資事業組合等への出資金107,736百万円その他であります。  
前払費用 貸借契約に基づく前払費用であります。  
未収収益 貸出金利息40,667百万円、有価証券利息669百万円その他であります。  
その他の資産 仮払金746百万円（出資金払込等）その他であります。

② 負債の部

未払費用 借用金利息23,487百万円、債券利息10,246百万円その他であります。  
前受収益 保証料475百万円、債券に係る為替予約差額271百万円その他であります。  
その他の負債 仮受金765百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで (最初の事業年度は、平成20年10月1日から平成21年3月31日まで)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	未定(注)
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	未定(注)
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	未定(注)
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	未定(注)
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	未定(注)

(注) 「未定」の欄につきましては、平成24年4月1日から起算しておおむね5年後から7年後を目途とする政府保有株式の処分時までに決定する予定であります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券届出書(社債)及びその添付書類

- (イ) 平成20年11月18日関東財務局長に提出。
- (ロ) 平成21年4月3日関東財務局長に提出。

#### (2) 有価証券届出書の訂正届出書

- (イ) 上記(1)(イ)に関し、平成20年11月25日関東財務局長に提出。
- (ロ) 上記(1)(イ)に関し、平成20年12月1日関東財務局長に提出。
- (ハ) 上記(1)(イ)に関し、平成20年12月2日関東財務局長に提出。
- (ニ) 上記(1)(イ)に関し、平成20年12月4日関東財務局長に提出。
- (ホ) 上記(1)(ロ)に関し、平成21年4月10日関東財務局長に提出。
- (ヘ) 上記(1)(ロ)に関し、平成21年4月15日関東財務局長に提出。
- (ト) 上記(1)(ロ)に関し、平成21年4月17日関東財務局長に提出。
- (チ) 上記(1)(ロ)に関し、平成21年4月21日関東財務局長に提出。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

### **第1【保証会社情報】**

該当ありません。

### **第2【保証会社以外の会社の情報】**

該当ありません。

### **第3【指数等の情報】**

該当ありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社日本政策投資銀行  
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成20年10月1日から平成21年3月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監 査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、株式会社日本政策投資銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって 終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示して いるものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管し ております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

株式会社日本政策投資銀行  
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 行雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 梅津 知充 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 波也人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本政策投資銀行の平成20年10月1日から平成21年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本政策投資銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。